1.(1) ① 号 総合的な雇用対策を検討していくため、「大阪雇用対策会議」の実務者会議を開催する よう大阪府に要請すること。 項 また、今年初めて「大阪版政労使会議」が開催されたが、継続的な賃上げに向けて市に 目 おいても公・労・使の枠組みで、共同宣言や連携協定の実施などの社会的メッセージ発信 をおこなうこと。 (回答) 「大阪雇用対策会議」の実務者会議につきましては、事務局である大阪府との連携を密に しながら、事務局からの要請には速やかに応じてまいりたいと考えています。

市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話:06-6208-7375

担当

番号	1.(1)②
項目	大阪府の「大阪人材確保推進会議」について取り組み強化を要請すること。 とりわけ、インバウンド対応業種や、医療・福祉の現場も含め、様々な業界で人手不足が深刻 化しているため、各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能強化と併 せ、当事者意見をふまえた定着支援の取り組みも早急に強化・推進すること。
	答) 本市では、就労相談窓口として、「しごと情報ひろば」(市内4か所)・「地域就労支援センター」(市内1か所)を設け、職業相談・職業紹介・各種セミナー・合同企業説明会等を行っています。また、就職・就労に向けたマッチングに取り組むだけでなく、新たな雇用需要を発掘するために、求人開拓にも取り組んでいるところです。

担当 市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話:06-6208-7375

号

1.(2)①

「大阪市地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう、大阪府へ要請すること。

項目

就職氷河期世代や、子育てや介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援、社会とつながる仕組みを含む施策を講じること。加えて、女性が困難を抱えやすいひとり親家庭への支援事業の総合的な就業施策を強化し、支援の必要な人へ情報が届くようアウトリーチ型の取り組みも強化すること。

加えて、これらの課題を持った人々の就労後の環境整備についても当事者の意見をふまえた 支援を検討すること。

# (回答)

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させるための取組については、事務局である大阪府と連携を密にしながら、大阪府の調整のもと、取りんでまいります。また、しごと情報ひろば総合就職サポート事業として実施しております地域就労支援事業では、就労への相談窓口を設定して、働く意欲・希望がありながら、自分に合った働き方や仕事が見つからない方、若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親や就職氷河期世代の方など、就職に向けた支援を必要とされている方に対し、就職決定まで、専門の相談員によるきめ細かい一人一人の状況に応じたサポートを実施しています。

担当

市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話:06-6208-7375

1.(2)②

項目

大阪府内民間企業等の法定雇用率達成に向け、特に雇用ゼロの中小企業においてマッチングの支援や、事例のノウハウを共有化し準備段階から採用・定着まで一貫した総合的な支援策を強化すること。

障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場・社会での障がい者就労 への理解促進のための取り組みを推進すること。

# (回答)(下線部について回答)

本市では、障がいのある方の就労支援として、6つの地域障がい者就業・生活支援センターとこれを 統括する中央センターを設置し、一人ひとり障がいの特性や障がいの状態に応じて、障がい福祉サービ ス事業所やハローワークなどの関係機関と連携し就労支援、職場定着支援を行っています。

また、中央センターにおいては、精神障がい者就業支援コーディネーターや発達障がい者就業支援コーディネーターを配置し、支援機関などと連携をしつつ、精神障がいや発達障がいのある方が職場定着できるよう専門的な就労支援に努めているところです。

さらに、本市では、障がいのある方が暮らしやすい地域社会(共生社会)の実現をめざして、多様な障がいの特性、コミュニケーションの方法、配慮すべき点などを具体的に記載した冊子や、指文字が掲載されたリーフレット等を活用した「あいサポート運動」の周知・啓発に取り組んでいるところです。

この運動に取り組んでいただける企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定しており、本市ホームページにて周知を図るとともに、定期的に市内に本社を置く企業に対し、「あいサポート運動」への協力も依頼しているところです。

今後とも「あいサポート運動」を推進してまいります。

担当

福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8072

1.(2)③

項目

市内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や、外国人を雇用する、あるいは雇用予定の企業、支援団体等から意見を聴く場面を設置し、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築するとともに、関係機関や大阪府との連携を強化し、状況把握・共有を図ること。

また、生活・働くうえで必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供すること。

# (回答)(下線部について回答)

本市では、「大阪市多文化共生指針」に掲げる「基本的な方向性」の一つとして「日本語教育の充実」を 掲げており、文部科学省が交付する「教育体制支援体制整備事業費補助金(地域日本語教育の総合的 な体制づくり推進事業)」等を活用し、公益財団法人大阪国際交流センターにおいて、日常的に必要な 基礎的な日本語を学習できる場として各種日本語学習支援事業を実施しております。

その事業の一つとして、生活者としての外国人住民向けに、大阪で仕事するために必要な日本語や企業文化を学ぶ機会としての学習コースを設けています。

(令和6年11月15日現在)

担当

経済戦略局 立地交流推進部 国際担当 電話:06-6615-3741

1. (3)①

項目

2021年3月に策定された「大阪市男女共同参画基本計画~第3次大阪市男女きらめき計画~」 (2021年度~2025年度)が最終年度を迎えることから、盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、関係部門が連携した取り組みを行うこと。

とりわけ、大阪市民に対し、本計画をアピールするためリーフレットやホームページでの周知とともに、毎年6月の「男女雇用機会均等月間」などでSNSを活用したプッシュ型の情報発信を行い、男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

### (回答)

「大阪市男女共同参画基本計画~第 3 次大阪市男女きらめき計画~」においては、3つの施策分野にわたる広範な取組を着実に推進し成果をあげていくために、計画の推進体制として、庁内に設置した大阪市男女共同参画推進本部を活用した関係部局との連携、大阪市男女共同参画審議会からの意見の反映、関係機関・団体との連携強化、地域の男女共同参画施策の推進拠点である男女共同参画センターの活用を掲げております。

また、本計画の終了後、第4次として新計画を策定し、引き続き施策の効果的な推進を図ってまいります。

本計画の周知については、大阪市ホームページに掲載するとともに、計画内容を分かりやすくまとめた概要版リーフレットを作成し、各区役所や男女共同参画センターなどに配架しております。

また、本市では男女共同参画普及啓発事業を実施しており、SNS において計画にかかる取組の紹介や男女共同参画に関する知識等の情報発信を行っております。毎年6月の「男女共同参画週間」、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」においては街頭啓発やパネル展示・動画放映により市民の方への直接的な訴求にも注力しています。引き続き、様々な手段により情報発信をして、市民に広く啓発してまいります。

担当

市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話:06-6208-9156

1. (3) ②

女性活躍推進法の周知・啓発を積極的に行うとともに、事業主行動計画の策定 が義務化されていない 100 人以下の企業に対しても、行動計画の策定を働きかけ ること。

項目

改正育児・介護休業法についても趣旨・内容を広く周知し、男性の育児休業取 得が促進されるよう具体的な取り組み事例の情報発信など啓発活動を行い、「誰 もが育児休業を取得できる」職場環境の整備に取り組むこと。

加えて、大阪市役所においても特定事業主行動計画に則った女性参画を進めることとともに、大阪市職員の各役職段階における職員の給与の差異とその要因について引き続き積極的に公表するとともに、要因分析・是正に取り組むこと。

# (回答) (下線部について回答)

大阪市では、2019 年度から、女性活躍の取組が十分に進んでいない中小企業等へ訪問等により女性活躍の必要性等を啓発し、新たに取組を進めたいと考える中小企業等に対して、要望に応じて制度の充実や働きやすい職場環境・雰囲気づくり等に向けたアドバイスなどの支援を実施しております。

2022 年度から、一般事業主行動計画の適用事業者が従業員数 101 人以上の事業者に拡大された趣旨を踏まえ、女性活躍の取組を進める意義や必要性が、より一層多くの企業等において浸透し、男女ともに働きやすい職場環境の整備が図られるよう、中小企業等に対する女性活躍の重要性の理解を促しております。

また、改正育児・介護休業法の施行に伴い、セミナー等において改正内容を広く周知するとともに、男性の働き方の見直しや家庭参画を促進するため、先進的な企業の取組や育児休業を取得した男性社員の体験談などを、女性活躍推進ポータルサイトにて発信しております。今後も、男性の家庭参画に力点を置いた情報発信や啓発活動を積極的に行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組んでまいります。

担当

市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話:06-6208-7375

号

1. (3)②

女性活躍推進法の周知・啓発を積極的に行うとともに、事業主行動計画の策定が義務化されていない 100 人以下の企業に対しても、行動計画の策定を働きかけること。

項目

改正育児・介護休業法についても趣旨・内容を広く周知し、男性の育児休業取得が促進される よう具体的な取り組み事例の情報発信など啓発活動を行い、「誰もが育児休業を取得できる」職場 環境の整備に取り組むこと。

加えて、大阪市役所においても特定事業主行動計画に則った女性参画を進めることとともに、大阪市職員の各役職段階における職員の給与の差異とその要因について引き続き積極的に公表するとともに、要因分析・是正に取り組むこと。

# (回答)(下線部について回答)

大阪市としましても、「大阪市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍推進等に向けた各種 取組を進めています。

また、職員の給与の男女の差異については、内閣府及び総務省より示された算出方法に基づいて数値を算出するとともに、要因分析を行い、大阪市ホームページにおいてこれらの情報を公表しています。

担当

総務局 人事部 人事課(人事グループ) 電話:06-6208-7511 総務局 人事部 給与課(給与グループ) 電話:06-6208-7525

号

1. (3)③

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。とりわけ、若年層を対象に、デート DV の加害者を出さないための啓発・教育にとりくむこと。

また、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」を活用し、SNSを活用したプッシュ型の情報発信の実施などについても検討すること。

項目

DV を含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

また、大阪市においても「性暴力救援センター・大阪 SACHICO(松原市)」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置に向けた検討をおこなうこと。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

#### (回答)

大阪市では、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築し、将来の加害者、被害者を生まないようにするため、市内中学生向けのデート DV 防止啓発リーフレット及び啓発動画を作製し、学校教育の場において予防教育授業を実施しています。また、「女性に対する暴力をなくす運動期間」には、大阪市役所本庁舎1階でデート DV 防止啓発展示を行う等、市民向けの啓発も実施しており、デート DV 防止の啓発・教育に努めているところです。

なお、SNSを活用した情報発信については、様々な機会をとらえ実施してまいります。

また、DV 相談業務担当者・関係団体を対象とした研修は、毎年実施し、理解促進を図っているところです。

引き続き、様々な手法により情報発信を行い、市民に広く啓発してまいります。

担当

市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話:06-6208-7656

号

1. (3)③

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。とりわけ、若年層を対象に、デート DV の加害者を出さないための啓発・教育にとりくむこと。

項目

また、毎年 11 月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」を活用し、SNS を活用したプッシュ型の情報発信の実施などについても検討すること。

DV を含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

また、大阪市においても「性暴力救援センター・大阪 SACHICO (松原市)」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置に向けた検討をおこなうこと。 また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

# (回答)

ジェンダー課題を含め様々な差別に関する相談先の周知・啓発につきましては、人権啓発・相談センターで発行している「人権だより」に掲載する他、市民向け研修等の場でも周知しているところです。 また、人権に関する職員研修につきましては、階層ごとに毎年実施しており、今後とも引き続き様々な課題について取り上げ実施してまいります。

担当

市民局 人権啓発・相談センター 電話:06-6532-7631

号

1. (3)③

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。とりわけ、若年層を対象に、デート DV の加害者を出さないための啓発・教育にとりくむこと。

項目

また、毎年 11 月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」を活用し、SNS を活用したプッシュ型の情報発信の実施などについても検討すること。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

また、大阪市においても「性暴力救援センター・大阪 SACHICO(松原市)」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置に向けた検討をおこなうこと。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

# (回答)(下線部について回答)

特定妊婦への支援については、これまでも各区保健福祉センターの子育で支援室担当職員及び地域保健活動担当の保健師、地域の関係機関等の連携により、安全に安心して妊娠・出産・子育でができるよう、要保護児童対策地域協議会での支援方針の検討もふまえて、必要な支援を行っています。また、令和6年4月からは、子育で支援室(児童福祉)と地域保健活動担当(母子保健)がこども家庭センターの機能を有し、これまで以上に連携を図り、サポートプラン等を活用し一体的な支援を担っています。特定妊婦をとりまく状況は、複雑・多様化しており、様々なケースへの対応にあたり、相談体制を充実し、個々の状況に応じた適切な支援につなげていくことが重要と考えており、関係機関と連携を取って個々の事案に対して丁寧な対応に努めてまいります。

担当

こども青少年局 子育て支援部管理課 母子保健グループ 電話:06-6208-9967 こども青少年局 子育て支援部管理課 児童支援対策グループ 電話:06-6208-8355

1. (3)4

項目

大阪市におけるLGBTQなどの性的少数者を支援する取り組みとして行われている「大阪市ファミリーシップ制度」「LGBT リーディングカンパニー認証制度」などについて、さらなる市民への周知を図り、意識変革のための啓発活動に取り組むこと。例えば、毎年6月の「プライド月間」のタイミングなどを活用し、SNSを活用したブッシュ型の情報発信を行い、多様な価値観を認め合う社会の実現に向けた理解促進に努めること。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設(多目的トイレ等)の整備に取り組むこと。

## (回答)

「大阪市 LGBT リーディングカンパニー認証制度」、「大阪市ファミリーシップ制度」等の周知につきましては、本市ホームページ及び人権だよりへの掲載の他、人権啓発推進員の育成事業・企業啓発推進事業等を通じて広く行っております。

担当

市民局 人権啓発・相談センター 電話:06-6532-7631

1.(4)

大阪市として、労働施策総合推進法の改正をふまえ、中小企業でのパワハラ防止対策について周知・支援を行うこと。

項目

また、厚生労働省が定める毎年 12 月の「職場のハラスメント撲滅月間」のタイミングなどを活用し、SNS などを活用したプッシュ型の情報発信により、さらなる「パワハラ防止義務」の広報・周知に努めること。加えて、加害側からの相談者(被害側)に対する不利益供与の防止、秘密保持の徹底などについても周知に努めること。

また、労働相談については、地域実態に応じた大阪市独自の施策を求める。加えて、相談の 性質上、迅速な対応が重要であることから、SNS や AI を活用した 24 時間対応可能なシステム構 築などさらなる充実について検討すること。

# (回答)

「パワハラ防止義務」の広報・周知については、国や大阪府と連携を図りながら、啓発用ポスターの掲示、チラシの配架、ホームページへの掲載や国、大阪府の啓発イベントに参画するなど市民・労働者や企業への周知に努めてまいります。

大阪市では、労働団体、行政、経済団体、金融機関等で構成する「大阪働き方改革推進会議」では、 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた気運の醸成を図るべく周知・啓発に取組んでいます。

担当

市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話:06-6208-7375

番号	1.(5)
項目	企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、大阪市役所においても「治療と仕事の両立支援」のさらなる充実に向けた検討を行うこと。加えて職員自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会の充実を図ること。
H	答) 治療と仕事の両立支援」の取り組みは、厚生労働省において実施されております。本市としましては、大阪労働局との連携を密に、労働衛生にかかわる各種制度、事業について広く市民などへの周ロ・啓発を進めてまいります。

市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話:06-6208-7375

担当

1. (5)

項 目 企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・ 啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

また、大阪市役所においても「治療と仕事の両立支援」のさらなる充実に向けた検討を行うこと。 加えて職員自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会の 充実を図ること。

# (回答)(下線部について回答)

大阪市では、「治療と仕事の両立支援」について、職場において適切な就業上の措置を行いつつ、 治療に対する配慮が行われるよう、休暇等や産業医へ相談する制度などを活用しながら、所属におい て適切に対応しています。

また、安全衛生にかかる職員研修において治療と仕事の両立支援にかかる厚生労働省のガイドラインなどを周知するとともに、職員向けに健康情報を発信し、疾病予防など職員の健康の保持増進に取り組んでいます。

担当

総務局 人事部 人事課(人事グループ) 電話:06-6208-7511 総務局 人事部 人事課(厚生グループ) 電話:06-6208-7531

号

1. (6)

「未来都市創生総合戦略」の方向性では「一人ひとりが多様な幸せ(Well-being)を実感でき、誰もが安心していつまでも住み続けたいと思う『にぎやかで活気あふれるまち大阪』の実現をめざす」とされている。

項目

「若者・女性・外国人等誰もが活躍できる社会の実現」を謳う「未来都市創生総合戦略」の実現には、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要であり、そうした観点から「未来都市創生総合戦略」の施策展開を図ること。

# (回答)

「大阪市未来都市創生総合戦略」においては、誰もが活躍できる社会の実現に向けた施策の1つとして、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に取り組むことを掲げており、区役所などの本市施設において、広く周知を行うなど、積極的な啓発を行っております。

今後も引き続き「大阪市未来都市創生総合戦略」の方向性に基づき、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発をはじめ、誰もが活躍できる社会の実現に向けた様々な施策を推進してまいります。

担当

政策企画室 企画部 政策調查担当 電話: (06-6208-9723)

2. (1)①

項目

大阪市については、中小企業の割合が大きく、昨今の物価高騰の影響を強く受けている。中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を充実させること。さらに、給付型の支援や融資枠を拡大などについても検討をおこない、予算措置を国や府に求めること。

融資・保証制度については、利用者の視点から、出来るだけ簡単な手続きで、効果的な制度となるよう、きめ細かな施策展開が必要。加えて中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援などの振興策についても引き続き周知と利用拡大が必要。

## (回答)

本市では、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中 小企業者が必要とする事業資金を大阪信用保証協会の保証を付けて融資する制度融資を実施してい ます。

具体的には、経営環境の変化等により売り上げが減少している市内の小規模企業者を対象とした「経営支援特別融資」や、設備投資を行うことで経営基盤の強化を図ろうとする市内中小企業者を対象とした「設備投資応援融資」を実施しており、貸出金利を低く抑えることで利用者の負担軽減を図っております。

そのほか、国が発動したセーフティネット保証に対応し、大阪府制度融資への申し込みが可能となる 認定業務を行うなど、事業者の皆様の資金繰りの支援に取り組んでいます。

今後とも、市内中小企業の実情やニーズを把握し、関係機関等との連携のもと中小企業者の資金調 達の円滑化に努めるとともに、引続き国に対して必要な支援策や予算措置を求めてまいります。

また、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援につきましては、大阪産業創造館においてD X相談窓口を設置し、デジタル技術に関して知識・ノウハウが乏しい中小企業において、その活用を推進するために、専門家によるコンサルティング等を実施しています。

具体的には、DX推進に資するセミナー等を開催することで中小企業への積極的な情報提供等に 努めるとともに、DXに対する関心・意欲を喚起し、豊富なノウハウを有する専門家による相談対応や企 業への専門家派遣につなげ、各社の実状に応じた支援を行うことで、中小企業におけるデジタル技術 の活用を推進しています。

今後とも、市内中小企業の実情やニーズを把握し、関係機関等との連携のもと中小企業者の資金調達の円滑化に努めるとともに、引続き国に対して必要な支援策や予算措置を求めてまいります。

(令和6年11月15日現在)

担当

経済戦略局 産業振興部 企業支援課(資金支援担当) 電話:06-6264-9844 経済戦略局 産業振興部 企業支援課(企業支援担当) 電話:06-6264-9834

2. (1)②

各地で頻繁に起こる自然災害に加え「南海トラフ地震」のリスクが高まっており、早急な BCP 策定が望まれる。

項目

とりわけ中小企業における策定率を向上する必要があり、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く 周知するため、各種支援事業の広報の充実を行うとともに、大阪商工会議所をはじめとする関係 先との連携強化を進め、中小企業の BCP 策定が進むよう求める。

帝国データバンク 2024 年 5 月調査によると、企業の BCP 策定率は 19.8%で過去最高となったが、規模別の策定率は大企業: 37.1%、中小企業: 16.5%と規模間格差が拡大している。能登半島地震のような自然災害だけでなく、サイバー攻撃によるリスクなども高まっており早急な BCP 策定が望まれる。

#### (回答)

本市では、中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館において、BCPに詳しい専門家による相談対応をはじめ、BCP関連のセミナー等の各種支援プログラムを開催するほか、大阪産業創造館のホームページでBCP策定ツールや動画を公開しています。

また、関係先との連携においては、大阪商工会議所と共同して中小企業・小規模事業者の事業継続 力強化に係る支援事業(普及啓発等)に関する「事業継続力強化支援計画」を作成しております。

引き続き大阪商工会議所とも連携しながら、各種支援事業を通じて広く周知等に努め、中小企業の BCPの策定促進につなげてまいります。

(令和6年11月15日現在)

担当

経済戦略局 産業振興部 企業支援課(企業支援担当)電話:06-6264-9834 経済戦略局 産業振興部 産業振興課(産業振興担当)電話:06-6615-3761

2. (1)③

項

様々な施策により商店街の活性化に向けた取り組みが行われているが、これらの施策が実効あるものとなるよう、当事者のみならず、周辺住民をはじめとした多様なステークホルダーによる連携・協働によって、地域活性化につながるような魅力ある「商店街」づくりに向けて、さらなる施策の拡充を行うこと。

# (回答)

本市ではこれまで、商店街の集客力、販売力向上や、課題解決の支援を行う「あきない伝道師による 商店街強化事業」、商店街での消費意欲を喚起し、にぎわいを創出するため、キャンペーン期間を設 け、市内各地の商店街で多様なイベントを展開する「商店街にぎわいキャンペーン事業」などを実施し ています。

また、令和5年度から大阪市商店会総連盟と大阪商工会議所と連携して、地域や商店街活性化に向けた意欲を有する商店街と人材を募集し、商店街の空き店舗を活用するワークショップやセミナーを通じて、具体的な事業プランの策定や人材育成を図る「空き店舗を活用した商店街再生事業」を進めているところであり、商店街の核となる店舗を創出し、今後の商店街等の担い手を育成することで自律的な商店街の再生・活性化につなげ、周辺エリアへの波及効果によってエリア全体の価値向上に寄与してまいります。

(令和6年11月15日現在)

担当

経済戦略局 産業振興部 産業振興課(商業担当)電話:06-6615-3781

2.(2)

大阪市内の企業における、働き方も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、 内閣府及び経済産業省が示す「パートナーシップ構築宣言」並びに公正取引委員会が示す「労務 費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みを推進・拡大するための働きかけ を行うこと。

項

目

特に、大手企業・中堅企業への働きかけを重点的に行い、その実効性を高めること。

また、中小企業の働き方改革を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し「価格交渉の指針」の周知徹底や「しわ寄せ」防止、各種支援策の利用拡大を図ること。

「パートナーシップ構築宣言」については各都道府県で補助金に対する加点措置などを実施して取り組み拡大を図っている。なお、持続的な構造的賃上げを実現するためには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配により、特に中小企業が原資を確保できる「価格転嫁も含めた取引環境の整備」が必要である。

取引の現場では、納品先での役務提供や買いたたき等、優先的な地位に基づく取引慣行は未だ 残っており、公正な取引がなされるために中小企業への後押しが求められる。

### (回答)

本市では、国による下請取引配慮要請を踏まえ親事業者を対象に、下請中小企業への発注業務量の拡大と下請取引の適正化の呼びかけを行っています。

「パートナーシップ構築宣言」につきましても、本取組の中で啓発を行ってまいりたいと考えております。

今後も、近畿経済産業局等の関係機関との連携や情報交換等に努めてまいります。 (令和6年11月15日現在)

担当

経済戦略局 産業振興部 企業支援課(企業支援担当) 電話:06-6264-9834

2. (2)

項目

大阪市内の企業における、働き方も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、内閣府及び経済産業省が示す「パートナーシップ構築宣言」並びに公正取引委員会が示す「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みを推進・拡大するための働きかけを行うこと。

特に、大手企業・中堅企業への働きかけを重点的に行い、その実効性を高めること。

また、中小企業の働き方改革を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し「価格交渉の指針」の周知徹底や「しわ寄せ」防止、各種支援策の利用拡大を図ること。

## (回答)

本市では、労務費の適切な転嫁に関し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の趣旨も踏まえ、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、国からの要請の都度、公共工事設計労務単価等について新たな単価に基づく請負代金額に変更する措置のほか、工事請負契約書へのインフレスライド条項の明記などに取り組んでいるところです。

引き続き、同指針の趣旨に鑑み、国や他の自治体の状況も注視しながら、取りうるべき方策を検討して まいります。

本市では、下請負人保護に関する法令を含む関係法令の遵守を求める周知文書や、府内事業者に かかる労働関係法令について網羅された大阪府作成のパンフレットを、電子調達システムウェブサイトや 入札参加資格承認メールへの掲載、落札者への配付により、事業者への周知徹底に努めています。

また、一部の契約で最低制限価格制度や低入札価格調査制度を活用するとともに、業務委託の入札の方法として総合評価一般競争入札制度を一部導入し、評価項目として「賃金・労働条件の向上に関する取組」を含めることで、従事する労働者の適正な労働条件を確保するなど、下請負人へのしわ寄せや労働者の労働条件低下につながりやすいダンピング受注の防止や品質確保にも一定の効果をあげているところです。令和2年度公告案件からは、この間の段階的な最低賃金引上げを踏まえ、より賃金労働条件の向上に資することができるよう、評価基準等の見直しも行っています。

なお、本市発注工事において下請代金未払の情報があれば、必要に応じて調査を実施し、建設業法違反となるおそれがある場合には建設業許可行政庁や捜査機関等に通報することとしています。

また、労働者の最低賃金の履行確保を推進するため、本市が発注する業務委託契約等において、平成29年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する契約において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。令和3年3月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定め、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。

このほか、業務委託契約において契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徴取することとしており、当誓約書に、本市と大阪労働局が締結した協定の内容について、本市が提供する資料を事業所や作業場等に貼付することなどにより、契約業務に従事する労働者に対して確実に周知徹底する誓約事項を追加するなど、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。

担当

契約管財局 契約部 制度課(契約制度グループ) 電話:06-6484-7062

番		
	2.	(3)

項日

大阪市が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。

#### (回答)

2. (2)で回答しましたとおり、本市では、労務費の適切な転嫁に関し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の趣旨も踏まえ、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、国からの要請の都度、公共工事設計労務単価等について新たな単価に基づく請負代金額に変更する措置のほか、工事請負契約書へのインフレスライド条項の明記などに取り組んでいるところです。

引き続き、同指針の趣旨に鑑み、国や他の自治体の状況も注視しながら、取りうるべき方策を検討してまいります。

本市では、下請負人保護に関する法令を含む関係法令の遵守を求める周知文書等を活用し、下請 法などの関係法令の事業者への周知徹底に努めており、本市発注工事において下請代金未払の情 報があれば、必要に応じて調査を実施し、建設業法違反となるおそれがある場合には建設業許可行政 庁及び捜査機関等に通報することとしています。

また、一部の契約で最低制限価格制度や低入札価格調査制度を活用するとともに、業務委託の入札の方法として総合評価一般競争入札制度を一部導入し、評価項目として「賃金・労働条件の向上に関する取組」を含めることで、従事する労働者の適正な労働条件を確保するなど、下請負人へのしわ寄せや労働者の労働条件低下につながりやすいダンピング受注の防止や品質確保にも一定の効果をあげているところです。令和2年度公告案件からは、この間の段階的な最低賃金引上げを踏まえ、より賃金労働条件の向上に資することができるよう、評価基準等の見直しも行っています。

労働者の最低賃金の履行確保を推進するため、本市が発注する業務委託契約等において、平成29 年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する契約において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。令和3年3月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定め、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。

このほか、業務委託契約において契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徴取することとしており、当誓約書に、本市と大阪労働局が締結した協定の内容について、本市が提供する資料を事業所や作業場等に貼付することなどにより、契約業務に従事する労働者に対して確実に周知徹底する誓約事項を追加するなど、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。

担当	契約管財局 契約部 制度課(契約制度グループ) 電話:06-6484-7062

2. (4)

項

公契約が、各種法令の遵守により適正に行われることは、市民の信託のもと行われる行政行為として当然であるが、公契約のもとで働くすべての人に対して適正な賃金水準・労働諸条件を確保することは、公共サービスの質の担保だけでなく、地域経済の活性化にも有効であることから、すでに「公契約条例」を制定した他の自治体の事例なども参考に、「公契約条例」(ILO 第 94 号条約型)の制定を推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。

#### (回答)

最低賃金をはじめとする労働条件の基準は、基本的には、国において必要な措置を講ずるべきと考えております。

このため、2. (2)で回答したとおり、本市では、周知文書等を活用し、労働関係法令の事業者への周知徹底に取り組んでいます。

また、一部の契約で最低制限価格制度や低入札価格調査制度を活用するとともに、業務委託の入 札の方法として総合評価一般競争入札制度を一部導入し、評価項目として「賃金・労働条件の向上に 関する取組」を含めることで、従事する労働者の適正な労働条件を確保するなど、下請負人へのしわ寄 せや労働者の労働条件低下につながりやすいダンピング受注の防止や品質確保にも一定の効果をあ げているところです。令和2年度公告案件からは、この間の段階的な最低賃金引上げを踏まえ、より賃 金労働条件の向上に資することができるよう、評価基準等の見直しも行っています。

なお、本市発注工事において下請代金未払の情報があれば、必要に応じて調査を実施し、建設業法 違反となるおそれがある場合には建設業許可行政庁や捜査機関等に通報することとしています。

また、労働者の最低賃金の履行確保を推進するため、本市が発注する業務委託契約等において、 平成29年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が 発注する契約において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれが ある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。令和3年3 月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回 る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大 阪労働局へ情報提供するよう定め、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履 行確保の推進に取り組んでいます。

このほか、業務委託契約において契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徴取することとしており、当誓約書に、本市と大阪労働局が締結した協定の内容について、本市が提供する資料を事業所や作業場等に貼付することなどにより、契約業務に従事する労働者に対して確実に周知徹底する誓約事項を追加するなど、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。

今後とも、公契約に関しては、国の動向だけでなく、他の自治体や人権デュー・デリジェンスへの配慮の確保等の動きにも注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。

担当

契約管財局 契約部 制度課(契約制度グループ) 電話:06-6484-7062

3. (1)

項 目 生活困窮者自立支援事業の改善に向け、好事例の提供など、実施市町村における支援員の 育成やスキルの維持・向上のための担当者研修を行うこと。国に対しては、処遇改善による人員 確保に必要な予算の確保を働きかけること。また、NPO 法人や社会福祉法人、社会福祉協議 会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用した支援の拡充を行うこと。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、いわゆる「住宅セーフティネット法」に基づく、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援などの市民への周知に加え、市営住宅の積極的な利活用などを検討すること。

# (回答)(下線部について回答)

本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、相談支援窓口を各区役所に設置し、相談者の自立までを包括的・継続的に支援しております。定期的にブロック会議、全区参集の担当者連絡会を開催し、情報交換や事例検討を行い、各区相談支援窓口のスキルアップを図っております。また、自立相談支援事業従事者養成研修やその他の研修への積極的な参加を支援し、各区相談支援窓口の支援員育成の取り組みに対するフォローアップを行っています。

3. (1)

項目

生活困窮者自立支援事業の改善に向け、好事例の提供など、実施市町村における支援員の育成やスキルの維持・向上のための担当者研修を行うこと。国に対しては、処遇改善による人員確保に必要な予算の確保を働きかけること。また、NPO 法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用した支援の拡充を行うこと。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、いわゆる「住宅セーフティネット法」に基づく、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援などの市民への周知に加え、市営住宅の積極的な利活用などを検討すること。

# (回答)(下線部について回答)

本市は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、生活困窮者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を行っており、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度に基づき登録された「あんしん賃貸住宅」とともに、制度の周知及び検索方法についての情報提供を行っています。また、登録住宅の改修に対する国の経済的支援制度についても情報提供を行っております。

また、公営住宅法に定められている収入や同居親族の有無などの要件を満たす住宅困窮者に住宅を提供するため、例年7月・2月の定期募集、高齢者や障がい者、ひとり親世帯を対象とした5月の福祉目的募集、11月の親子近居等募集、年2回(4月・9月)の11回以上の落選実績保有者向け募集を行っているほか、緊急に入居すべき事由を有する方に適時に対応するため、公営住宅等の空家の一部について随時募集を行っております。

担当

都市整備局 企画部 安心居住課 電話:06—6208-9222 都市整備局 住宅部 管理課 電話:06—6208-9264

3.(2)

項目

大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21(第3次)」を広く PR する取り組みを行うこと。とりわけ、<u>市民の特定健診</u>や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のために、いわゆる AYA 世代における<u>積極的な受診を促すため、AI を活用した受診勧奨の取り組みのさらなる強化などに取り組むこと。</u>また、高齢者の健康増進・孤立防止の取り組みを強化し、長期的な視点での介護保険負担の軽減につなげること。

加えて、健康づくりは市民一人ひとりの努力だけでは難しいことから、市民が大阪市の事業や健康に関する情報などを気軽に入手できるよう、SNS の活用など積極的な情報発信を行うとともに、関係企業・団体などとも連携したキャンペーンを行うなど、市民が積極的に参加できる具体的な取り組みを行うこと。

#### (回答)(下線部について回答)

大阪市国民健康保険では、被保険者の健康の保持増進を図る観点から 40 歳以上の被保険者の方を対象に特定健康診査を無料で実施しています。

特定健康診査の受診率向上の啓発について、対象となる全ての方に受診券を送付するとともに、国保健診ガイド(パンフレット)、お住まいの区の取扱医療機関・集団健診会場一覧を同封し、受診を勧奨しています。

また、特定健診とがん検診のセット受診を促進するとともに、平成 30 年度から1日人間ドックの自己 負担額の引下げや無料コース対象者の拡充を行うことにより、受診率の向上を図っています。

また、特定健康診査は、各区保健福祉センターや小学校等で実施する集団健診と取扱医療機関で行う個別健診を実施していますが、約9割の方は取扱医療機関での個別健診を受けていることや、特定健康診査の未受診理由として8割近い方が「定期的にかかりつけ医に受診」をあげていることから、令和5年度から大阪府医師会と連携したかかりつけ医からの受診勧奨を行い、受診率の向上を図っています。

特定健康診査の受診率向上に向けた効果的な手法等について、引き続き検討を進めてまいります。

担当

福祉局 生活福祉部 保険年金課(保健事業グループ) 電話:06-6208-9876

3.(2)

項目

大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21(第3次)」を広く PR する取り組みを行うこと。とりわけ、 市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のために、いわゆる AYA 世代における積極的な受診を促すため、AI を活用した受診勧奨の取り組みのさらなる強化などに取り組むこと。また、高齢者の健康増進・孤立防止の取り組みを強化し、長期的な視点での介護保険負担の軽減につなげること。

加えて、健康づくりは市民一人ひとりの努力だけでは難しいことから、市民が大阪市の事業や健康に関する情報などを気軽に入手できるよう、SNS の活用など積極的な情報発信を行うとともに、関係企業・団体などとも連携したキャンペーンを行うなど、市民が積極的に参加できる具体的な取り組みを行うこと。

#### (回答)(下線部について回答)

大阪市では、令和6年3月に「健康寿命の延伸」を全体目標とする大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第3次)」(以下、「第3次計画」という)を策定しました。

第3次計画は、全体目標を達成するために、主要な3つの取り組み、(1)生活機能の維持・向上、(2)ライフステージに応じた生活習慣の改善、(3)健康を支え、守るための地域づくり、を設定しています。これらの取り組みや、健康に関する正しい情報につきましては、地域健康講座や各種検(健)診の保健事業やポスターなどの啓発媒体、ホームページを通じて周知・啓発に努めてまいります。

乳がん検診については、日中の受診が難しい働き世代をターゲットにした休日及び夜間検診を実施するなど受診率向上に努めており、また、子宮頸がんは、30 代後半で発症のピークを迎えるため、ピーク前の年代である 20 歳代後半の国民健康保険加入の女性に個別の受診勧奨はがきを送付するなど、若年層をターゲットにした受診勧奨等を行っております。また、昨年度、各がん検診の受診率向上のため、長期未受診者等に対し、行動科学や AI を用いた SMS による個別勧奨のモデル実施を行い、その分析結果をもとに、対象者及び勧奨内容を見直し、今年度も SMS による個別勧奨を実施します。今後も、効果的な受診勧奨や受診機会の拡充に努めてまいります。

各種健康づくり施策については、保健医療専門家、医療保険者、保健医療関係団体、市民代表等からの意見を聴取したうえで進めるとともに、市内のスーパーなどの大型店舗や大学、全国健康保険協会(協会けんぽ)と連携し、健康づくりに関する啓発、各種検診の受診啓発を実施しています。

健康づくりは市民一人ひとりの努力だけでは難しいことから、すこやかパートナー(※)などの関係企業・団体等と連携し、市民が主体的に健康づくりの取り組みを社会全体で支援する環境づくりに取り組んでまいります。

今後も、各区・局や関係機関との連携を活発に図りながら、健康づくり施策の推進に取り組んでまいります。

### ※すこやかパートナー

大阪市健康増進計画の推進を図り、すこやかで心豊かな社会の実現をめざして、自主的な健康づく

り活動	り活動や市民の健康づくりを支援する活動を行うために登録された企業、事業所、団体、NPO法人、								
自主ク	自主グループ等のこと。(登録制)								
	<u> </u>								
担当	健康局	健康推進部	健康づくり課	電話:06-6208-9961					

号

3. (3)②

コロナ禍を経て「医療」「健康」への関心が高まっている。そして、大規模な感染症の流行が発生すれば、その感染症への対策への懸念だけでなく、日常の医療や健康も脅かされるという事実も明らかになった。

項目

改めて、自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るために、改めて、将来の新興・ 再興感染症の発生やまん延等に備えて体制整備を行うこと。また、大阪市として健康寿命を延ば すことをめざし、保健所、24 区の保健福祉センターの体制充実・整備を行い、医療も含めた連携 強化を進めること。

### (回答)

本市では、平成12年度から1保健所24保健センターの地域保健体制のもと、本市の公衆衛生の維持向上に取り組んでまいりました。

各区保健福祉センターにおいては、各種健康相談をはじめとする生活習慣病予防や子育て支援など市民ニーズに沿った保健事業の強化や、生活環境相談や生活環境学習会の開催など、住民に身近な保健サービスの充実に努めているところです。

市全域を所管する保健所では、情報部門や調査研究部門の強化を図るとともに、環境や食品衛生に かかる監視指導の実施や病院・診療所などに対する医療指導、新興・再興感染症に対する健康危機管 理体制の強化など、広域的・専門的な保健衛生の拠点施設としての機能の向上に努めています。

引き続き1保健所、24 区保健福祉センター体制のもと、今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携し、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。

また、将来の新興・再興感染症の発生やまん延等に備えて、改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定し、検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症の発生の予防及びまん延の防止をはじめとした感染症危機等への対応可能な保健所体制等の構築に向けた取組みを進めるとともに、大阪府などの関係機関と引き続き連携してまいります。

是冰小

担当

健康局 健康推進部 健康施策課

電話:06-6208-9951

健康局 大阪市保健所 管理課

電話:06-6647-0641

健康局 大阪市保健所 感染症対策課

電話:06-6647-0739

3. (3)③

項目

市民病院が、地域医療拠点として安定的に運営できるよう、必要な人員配置や予算措置を講じることを要請する。具体的には、大阪市民病院機構が掲げる「大阪市の中核病院として、地域医療機関との適切な役割分担のもとに連携を強化」「継続して良質な医療を提供できるよう、健全な経営基盤の確立に努める」などの基本方針が達成できるよう大阪市から十分な運営交付金を交付されたい。

#### (回答)

市民病院機構においては、地域医療支援病院である総合医療センターをはじめ、十三市民病院でも、地域医療機関との紹介・逆紹介を進めるとともに、地域の医療従事者の育成や高度医療機器の共同利用の促進等、地域医療機関との連携を図りながら、さらに訪問看護施設及び介護サービス施設などと多施設多職種の連携にも努めているところです。

また、市民病院が果たすべき医療機能を良質な環境や体制で市民に提供していくために、持続的運営が可能となる経営基盤の確立が求められることから、効率的・効果的な病院経営を行うとともに、求められる医療の提供や地域医療機関との連携を強化するなかで新規患者を確保することにより、経営基盤の強化を図るよう努めております。

本市としては、市民病院機構が必要な人員を確保し、感染症医療や救急医療等、不採算となることが見込まれる政策的な医療に対し確実に対応できるよう、運営費交付金を支出し支援しているところです。

担当

健康局 総務部 総務課(病院機構支援グループ) 電話:06-6208-9897

3. (3)4

項目

大阪市内には小児科専門の救急病院が少なく、休日夜間になると大阪中央急病診療所(西区) に、患者が集中している。小児救急はニーズが高く、かつ高度な水準が求められる医療現場であ る。また、社会的な弱者に「しわ寄せ」が集中する課題でもある。

大阪市として休日急病診療所の充実と増設など独自の改善策を講じるべきであり、必要な措置 を講じるよう要請する。

# (回答)

休日急病診療所の従事医師は各区域の開業医に依頼しており、小児科医師不足とも相まって現状 以上の医師確保は厳しい状況にあります。

本市としても、救急医療の体制維持のために必要な、医師(特に小児科、産科等の分野)をはじめと する医療従事者の人材確保策の推進について、引き続き国へ要望しているところです。

担当

健康局 健康推進部 健康施策課(保健医療グループ) 電話:06-6208-9940

묽

3.(4)①

人材確保に向け、奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、<u>介護労働者に対する</u>能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付け、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

坦日

すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、前歴加算も含めた事業所による介護職員等処 遇改善加算の取得に加え、上位区分の加算取得を支援すること。とりわけ加算未取得の事業所に 対しては、個別相談も含め対応を強化すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

# (回答)(下線部について回答)

本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、従業者への研修やモチベーション向上の取り組み、多様な人材の確保に向けた取り組みのほか、関係団体とのネットワークの構築を行い、現場ニーズの把握等をしています。

大阪市社会福祉研修・情報センターの研修において、キャリア研修やスキルアップ研修をはじめ、モチベーションの向上や人材育成の取組みとして、市内福祉施設・事業所に勤務する職員同士が、情報 共有や意見交換を行い、横のつながりを作る場の創出にも取り組んでおり、そのほか、職場改善にかかる研修等も実施し、働きやすい環境づくりに資する取組みを実施しています。

担当

福祉局 生活福祉部 地域福祉課

電話:06-6208-7954

3.(4) ①

号

人材確保に向け、奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付け、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

項目

すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、前歴加算も含めた事業所による介護職員等処 遇改善加算の取得に加え、上位区分の加算取得を支援すること。とりわけ加算未取得の事業所に 対しては、個別相談も含め対応を強化すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

# (回答)(下線部について回答)

介護職員の処遇改善加算につきましては、平成 27 年度及び平成 29 年度の拡充に加えて、平成 31 年度の介護報酬改定においても新たな加算の区分が創設され、令和4年 10 月には、国が臨時の介護報酬改定を行い、ベースアップ等支援加算が創設されました。

令和6年度からは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和6年度に 2.5%、令和7年度 2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。

なお、令和2年度には取得促進事業を行い、新規指定時における研修においても、介護労働安定センターと連携し、取得促進に努めています。

なお、介護サービス事業者からのカスタマーハラスメント相談に関しては、令和5年3月から、本市委託事業「おおさか介護サービス相談センター」において、専門相談の枠組みの中で、弁護士による法規的な視点からの助言等を行う取り組みを行っており、活用について引き続き周知してまいります。

また、利用者等からのハラスメントによる職員のメンタル不調の問題が福祉・介護人材の確保・定着・ 育成に影響を与える重要な課題であるとの認識から、引き続き社会福祉研修・情報センターにおいて 実施するメンタルヘルス研修などの充実を図ってまいります。

担当

福祉局 高齢者施策部 介護保険課(指定・指導グループ) 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理グループ)

福祉局 生活福祉部 地域福祉課

電話:06-6241-6310

電話:06-6208-8028

電話:06-6208-7954

3.(4)2

項

目

地域包括ケアの推進に向け、地域包括支援センターが住民のニーズに則した機能を発揮できるよう支援を行うこと。地域包括支援センターの機能・役割について、住民への周知・広報を強化し、労働者が介護と仕事を両立できるよう知識・サービスを提供すること。

また、大阪市内における活用事例を共有し、地域包括支援センターを拠点に高齢者と子どもの積極交流など、福祉分野の横断がお活用施策の検討を行うこと。

地域包括ケアシステムの中核機関として、大阪市直営の地域包括支援センターの設置についても検索を行うこと。

# (回答)

地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して過ごすことができるように、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中核的役割を担っており、高齢者やその家族、ケアマネジャーからの介護、福祉、保健に関する相談・支援などを行っております。

本市におきましては、よりきめ細かなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築するため、委託により概ね高齢者人口1万人に1か所となるよう地域包括支援センターを設置し、高齢者人口6千人ごとに3人の社会福祉士等の専門職を配置しております。

地域包括支援センターの運営については、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核的な役割を担えるよう、大阪市地域包括支援センター運営協議会において運営方針を定めるとともに、評価を通じて質の確保・向上に取り組んでおります。

また、家族介護者に対する支援については、家族介護者が働いておられるかどうかにかかわらず、介護保険や福祉、保健、医療等必要なサービスにつなげるなど相談内容に応じた支援を行うとともに、在宅で介護している家族介護者及び地域住民の方に対して、在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会や、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法や認知症についての理解を深める機会を提供するなど、当事者組織の育成・支援を図ることを目的とする家族介護支援事業に取り組んでおります。

今後も、地域包括支援センターの役割等については、パンフレットやホームページ等により広報周知を図るとともに、様々な関係機関と連携し、地域における交流促進のためのボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における多様な社会資源を活用できるよう、地域との連携・協力体制の整備に努めてまいります。

担当

福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話:06-6208-8060

3. (5)①

項目

支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するため、また、「保育の質」のさらなる向上のためにも、必要な保育士や<u>幼稚園教諭の要員を確保する</u>とともに、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。

職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。加えて、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

### (回答)(下線部のみ回答)

教育委員会としましては、これまで支援を要する幼児への対応として、平成28年度より、障がいのある幼児の受け入れ、及び保育の充実を図るため、保育中の特別支援教育から、保育後の預かり保育までを担当する支援担当講師(フルタイム)を全園に配置しております。

また、支援を要する幼児の状況や在籍数など、園全体として必要な支援の状況を精査し、園全体の状況を総合的に判断して、幼稚園介助サポーター(以下「介助サポーター」という。)を配置しております。

さらに、令和3年度からは、特別支援加配として3名の常勤講師を配置し、3園分の介助サポーター予算を他園に割り振ることで、可能な限り、介助サポーターの配置日数の拡充に努めているところです。

教育委員会としましても、支援を要する幼児の割合が年々増加している状況は十分に認識しております。引き続き、各園の実態を精緻に把握し、質の高い幼児教育の維持と更なる幼児教育の充実に向け、 関係先と連携を図りながら、必要な予算の確保等に努めてまいります。

担当

教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話:06-6208-9125

3. (5)①

項目

支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するため、また、「保育の質」のさらなる向上のためにも、必要な保育士や幼稚園教諭の要員を確保するとともに、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。

職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、<u>研修機会の確保等</u>を積極的に行うこと。加えて、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

# (回答)(下線部について回答)

大阪市保育・幼児教育センターでは、さまざまな就学前施設(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等)と連携しながら、幼児教育・保育に関する調査・研究を行うとともに、就学前施設職員を対象とした研修の実施、就学前教育カリキュラムの普及・啓発、保幼こ小連携・接続事業の推進等を行い、幼児教育・保育の質の向上を図っています。

担当

こども青少年局 保育・幼児教育センター 電話:06-6952-0173

号

3. (5)①

項目

支援を要する子供をはじめ、こどもが心身ともに健やかに成長するため、また、「保育の質」のさらなる向上のためにも、必要な保育士や幼稚園教諭の要員を確保するとともに、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。

職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。加えて、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

### (回答)(下線部について回答)

保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めておりますが、保育所や地域型保育 事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。

また、全国的に保育士不足が極めて深刻な中、大阪市保育士・保育所等支援センターにおける潜在保育士の復職支援や新卒者の就職促進等に加え、保育士宿舎借り上げ支援事業等の国の保育人材確保対策事業のほか、本市独自事業である保育士の定着支援事業や保育士働き方改革推進事業等、各種の保育人材確保対策事業を実施し、必要な保育士確保に努めております。

本市としても、保育の質の確保という点において保育士の配置基準等については重要な項目の一つと考えており、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。

保育人材確保のためには保育士全体の処遇改善が重要と考えておりますが、保育士の処遇改善は 全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考 えており、保育士のさらなる処遇改善が図られるよう要望しております。

担当

こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 企画調整グループ 電話:06-6208-8031 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話:06-6208-8281

号

3.(5)①

支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するため、また、「保育の質」の さらなる向上のためにも、必要な保育士や幼稚園教諭の<u>要員を確保する</u>とともに、保育士、幼稚園 教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。

項目

職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。加えて、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

### (回答)(下線部について回答)

本市における放課後児童施策は市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者(放課後児童クラブ)への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。

放課後児童支援員の処遇改善としては、経験年数に応じた段階的な賃金に対する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」のほか、令和4年からは、収入を3パーセント引き上げるための費用について1カ月当たり11,000円を上限とする「放課後児童支援員等処遇改善事業」により補助を行っております。

また、障がい児や医療的ケア児を受け入れるための追加配置にかかる補助に加え、令和6年度には、 常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の新運営費基準を創設するなど、働き方を含めた環 境整備などの支援を行っているところです。

担当

こども青少年局 企画部 青少年課 放課後事業グループ 電話:06-6684-9559

号

3. (5)①

支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するため、また、「保育の質」のさらなる向上のためにも、必要な保育士や幼稚園教諭の要員を確保するとともに、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。

項目

職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等<u>を積極的に行うこと。加えて、離職した潜在保育士が復職する</u>ための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

### (回答)(下線部について回答)

公立保育所においては、配慮や支援を要する児童や保護者に対応し、セーフティネットの機能の一翼を担うべき保育士について本務職員を計画的に採用し、配置基準を満たすために必要な保育士はすべて本務職員としてまいりたいと考えています。

本市職員の給料等については、社会一般の情勢に適応した適正な給与となるよう、人事委員会による職員の給与に関する報告及び勧告に基づき決定されることとなっております。

潜在保育士をはじめ経験豊富な保育士を採用するため、令和3年度から社会経験者保育士の試験 区分を設け、採用試験を実施しています。

電話:06-6208-8637

3. (5)②

項

良好な子ども・子育て環境の構築をめざし「子ども・子育て支援計画」の適切な見直しを行うこと。 すべての子どもが希望する保育所等へ入所できるよう、保護者の意向や状況を把握するととも に、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をは かること。

医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れや、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など を積極的に行うこと。

#### (回答)

本市では、「大阪市こども・子育て支援計画(第2期)」(令和2~6年度)が終了することに伴い、現在、 次期計画の策定を進めています。

次期計画の策定に際して、「こども・子育て支援に関するニーズ調査」結果やこれまでの実績を踏まえ、児童数や保育ニーズなどを適切に見直し、就学前のこどもにかかる教育・保育の各年度における「量の見込みと提供体制の確保の内容」を算出しています。

なお、認可保育所や地域型保育事業所の整備にあたっては、直近の利用申込状況等を勘案しつつ、 保育を必要とする全ての児童の入所枠確保に向けて取組を進めております。

また、保育施設等への入所にあたっては、子ども・子育て支援法上、保護者が就労等の保育の必要性の認定を受ける必要があり、認定の対象となる場合は、本市においては「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」に基づき、保育の必要性の高い世帯から順に利用調整を行っています。その中で、障がいのある児童や特別な支援を要する児童においては、保護者の状況とは別に保育の必要性が高いと認められる場合は、それぞれの状況に配慮するとともに、受け入れが促進されるよう、民間保育施設に対して加配保育士等や医療的ケア児対応看護師の人件費にかかる経費や受入れに必要となる教材・環境備品の購入にかかる経費を助成してきたところです。また令和6年度より、民間保育施設での更なる障がい児の受入が促進されるように、医療的ケア児対応看護師の雇用経費の助成額上限について1日あたり8時間から11時間に引き上げるとともに、看護師の雇用条件を緩和し、医療的ケア児の災害対策に必要な備品の購入費の助成を新設し、同様に公立保育所においても同様の対応が可能なよう取り組みを進めております。

きょうだいが保育施設等を利用中の場合の新規の利用申込みについては、上記要綱において、優 先度を高めるため、状況に応じたきめ細かな加点を行うよう規定しているところです。

担当

こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 環境整備G 電話:06-6208-8041 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼保利用G 電話:06-6208-8037 こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話:06-6684-9709

3.(5)2

項

良好な子ども・子育て環境の構築をめざし「子ども・子育て支援計画」の適切な見直しを行うこと。 すべての子どもが希望する保育所等へ入所できるよう、保護者の意向や状況を把握するととも に、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をは かること。

医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れや、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など を積極的に行うこと。

### (回答)(下線部について回答)

本市では、令和2年3月に「大阪市こども・子育て支援計画(第2期)」(令和2年度~令和6年度)を 策定し、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進しています。

令和 7 年度以降は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」と、その基本的な方針等を定めた「こども大綱」、大阪府が策定する「都道府県こども計画」を勘案し、新たな計画として「大阪市こども計画」を策定する予定としております。

この「大阪市こども計画」では、こども誰でも通園制度を含む在宅等育児への支援のほか、こどもの権利擁護の取り組みや、子育てにかかる経済的負担の軽減、仕事と子育てをともに選択できる仕組みの充実等を重点施策として位置付け、こども若者や子育て当事者を対象とした包括的な視野から総合的な支援施策を推進していきます。

なお、当該計画については、今後、素案を作成したうえで、こども・子育て支援会議やパブリックコメントを経て、令和6年度末に策定する予定としています。

担当

こども青少年局 企画部 企画課 電話:06-6208-8337

号 3. (5)③

病児・病後児保育、<u>延長保育、夜間保育、休日保育等、多様な保育サービス拡充のための財政</u> 支援を行うこと。

項目

保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスの実施などに対応できるよう、保育士、看護師 の確保の支援を行うこと。

さらに、セーフティネットの観点から、安易な公立保育所や市立幼稚園の削減を行わないこと。 また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムについて拡充と改善を進めること。

# (回答)(下線部について回答)

本市では、多様化する保育需要に対応するため、乳児保育・延長保育、夜間保育、休日保育など多様な保育サービスの拡充に努め、安心してこどもを生み育てることができる環境の整備を図っており、所要額の確保に努めているところです。

今後も、保育内容の充実を図るため、利用実績を基本としつつ安定的運営にも配慮した基準額や補助となるよう、他の指定都市と連携を図りながら、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

市立幼稚園につきましては、「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政 改革の基本的な考え方に基づき、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、市 立幼稚園の民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割についての再検証 や、公としての役割を明確化したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方につ いての方針を示し取り組むこととしております。

担当

こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話:06-6208-8281 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼稚園運営企画グループ 電話:06-6208-8165

3. (5)③

病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様な保育サービスの拡充のための財 政支援を行うこと。

項目

保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスの実施などに対応できるよう、保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

さらに、<u>セーフティネットの観点から、安易な公立保育所や市立幼稚園の削減を行わないこと。</u> また、病児・病児後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムについて拡充と改善を進めること。

# (回答)(下線部について回答)

公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市 政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、 原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。

また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生 状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事 情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃 止を検討することとしております。

担当

こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話:06-6684-9109

号

3. (5)③

病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、<u>多様な保育サービス拡充のための財政</u> 支援を行うこと。

項目

保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスの実施などに対応できるよう、保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

さらに、セーフティネットの観点から、安易な公立保育所や市立幼稚園の削減を行わないこと。 また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能な システムについて拡充と改善を進めること。

# (回答)(下線部について回答)

病児・病後児保育については、国の要綱により基準額が定められているところですが、本市においては、基準額の細分化や独自の加算のほか、新規開設における施設改修費等の費用負担を軽減するため、開設準備経費補助を実施しております。また、事業実施者の賃借料負担を軽減するため、令和6年度に賃料補助金を創設いたしました。

病児・病後児保育にかかるシステムに関しましても、病児・病後児保育事業の事業実施者に対し、予約システムの整備に要する経費の一部を補助する病児・病後児保育事業予約システム整備補助を実施しております。

今後も、保育内容の充実を図るため、利用実績を基本としつつ安定的運営にも配慮した基準額や補助となるよう、他の指定都市と連携を図りながら、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

担当

こども青少年局 子育て支援部 管理課 子育て支援グループ 電話:06-6208-8112

番号	3.(5)4
項目	企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認可施設への移行を進め、保育の質を確保すること。加えて、地域利用枠を拡大するなど地域貢献にもつなげるよう働きかけること。

# (回答)

認可外保育施設として届出のあった企業主導型保育施設には「認可外保育施設指導監督基準」及び「認可外保育施設指導監督の指針」に基づき、年1回以上、本市職員が立入調査を実施し、施設の設備や運営状況について必要な指導、助言を行っています。

今後も、利用者に安全安心な保育が提供されるよう、企業主導型保育事業を実施するこども家庭庁 及び(公益社団法人)児童育成協会と共に、指導監督に努めてまいります。

こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 指導監査 G 電話:06-6361-0756

号

3. (5)⑤

「子どもの貧困」の解消に向け、大阪市こどもサポートネットについて、実効ある対策と効果の検証 を行うとともに、困窮家庭における相談窓口については、必要な支援が確実に受けられる体制の構 築を行うこと。

項目

就労しているひとり親家庭に対して支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や、土日祝や夜間の相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。

「子ども食堂」については地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワーク構築へ向け、大阪市として「子ども食堂」への支援をさらに拡充すること。 さらに、「住む場所による差」がでないよう実施支援・働きかけを強めること。

### (回答)(下線部について回答)

「大阪市こどもサポートネット」は、実施目的を、「すべてのこどもたちの状況を把握」し、「課題の解決に向けて必要な支援につなげていく」こととしており、学校におけるこどもの外形的な様子からの「気づき」を「見える化」して区役所等の福祉制度や支援先の利用など、必要な支援先につなげる仕組みとなっています。平成30年度からモデル7区で実施し、その効果検証を踏まえ、令和2年度から全区展開しています。

この間、複合的な課題等により対応が難しいケースが多くみられておりますが、粘り強く支援対象者に対して働きかけ等を行った結果、令和5年度においては、3,608 人の課題がある児童・生徒を発見するとともに、そのうち 3,563 人について、アウトリーチを行うことができました。また、アウトリーチを行ったうち、3,442 人を必要な支援先に繋げることができ、さらに、そのうち 1,268 人については、解決または好転することができました。

次に、本事業における主な課題ですが、学校と区役所等の協働により、何らかの行政サービスや地域資源の利用につながる件数は多い一方、世帯の課題が多岐にわたっていることにより、なかなか状況に変化が見られなかったり、課題の認識や制度利用の必要性がなかなか理解されず、最終的に利用することを拒否する世帯が一定数存在するほか、不登校支援などにおいては、児童・生徒の個々の状況が異なることや、こどもたちの気持ちの変化が起こるまでに時間を要するため、支援等の利用が進まない状況がみられます。

これらの課題への対応として、何らかの支援につなげた後も潜在的な課題があることをあらかじめ想定し、更に利用可能な支援先をもれなく提供し利用につなげるとともに、これまで以上によりきめ細やかな充実した寄添い型の支援を行ってまいります。

次に、こども食堂等のこどもの居場所(以下「こどもの居場所」といいます。)への支援については、地域における取組の活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図ることを目的として、平成30年度より、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体等(以下「活動団体」といいます。)と活動団体を支援する意向のある企業等(以下「支援企業」といいます。)をつなぐ「こども支援ネットワーク」(以下「ネットワーク」といいます。)を構築し、ネットワークの事務局を担っている大阪市社会福祉協議会へ運

営補助を行ってきました。

さらに、令和元年度からは、活動団体の運営基盤を支えるために、ネットワークへ加入登録された活動団体へ、こどもの居場所の万一の事故に対応する保険を適用することとし、本市がその経費を全額補助しています。

また、多くのこどもの居場所が市内に開設されている一方で、こどもの居場所が一つもない小学校区もあることから、こどもたちがこどもの居場所を利用したいときに利用できるよう、こうした地域にこどもの居場所を充足させることを目的として、本市が指定する未開設の校区でこどもの居場所を開設することを希望されている活動団体に対し、開設にかかる備品等の購入経費を補助する「大阪市こどもの居場所開設支援事業」を令和4年度にモデル実施し、令和5年度から全区展開による本格実施を行っています。

引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、こどもの居場所が安定的・持続的に運営され、安心して活動できるよう、側面的な支援による環境づくりに取り組んでまいります。

担当 こども青少年局 企画部 企画課 こどもの貧困対策推進グループ 電話:06-6208-8153

号

3. (5)⑤

「子どもの貧困」の解消に向け、大阪市こどもサポートネットについて、実効ある対策と効果の検証を行うとともに、困窮家庭における相談窓口については、必要な支援が確実に受けられる体制の構築を行うこと。

項目

就労しているひとり親家庭に対して支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や、土日祝や夜間の相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。

「子ども食堂」については地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワーク構築へ向け、大阪市として「子ども食堂」への支援をさらに拡充すること。さらに、「住む場所による差」がでないよう実施支援・働きかけを強めること。

# (回答)(下線部について回答)

ひとり親に対する相談支援体制については、各区保健福祉センターにひとり親家庭サポーターを配置 し、ひとり親に対する支援施策の案内や相談対応をワンストップで対応できるよう努めているところです。 その対応日・時間については、原則区役所の開庁時間としているところですが、事前に予約を頂くこと で、夜間・休日の対応も行っています。

また、本市の指定管理施設である「母子父子福祉センター 愛光会館」においても生活相談や就業相談を実施しており、夜間・土曜日を含めて対応を行っているところです。

担当

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話:06-6208-8034

3. (5)⑤

「子どもの貧困」の解消に向け、大阪市こどもサポートネットについて、実効ある対策と効果の検証を行うとともに、<u>困窮家庭における相談窓口については、必要な支援が確実に受けられる体制の</u>構築を行うこと。

項目

就労しているひとり親家庭に対して支援が確実に届くよう、<u>アウトリーチ型の支援</u>や、土日祝や夜間の相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。

「子ども食堂」については地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワーク構築へ向け、大阪市として「子ども食堂」への支援をさらに拡充すること。さらに、「住む場所による差」がでないよう実施支援・働きかけを強めること。

# (回答)(下線部について回答)

本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、相談支援窓口を各区役所に設置し、相談者の自立までを包括的・継続的に支援しております。支援にあたっては、個々の状況に応じて、他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等とも連携し、自立に向けた支援を実施しております。

また、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業として、中学生及び高校生世代の子どものいる家庭を対象に、世帯の課題解決及び親と子双方の進学意識を高めるため、家庭訪問によるカウンセリングを中心とした支援を実施する「子ども自立アシスト事業」を市内全域で実施しています。

担当

福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話:06-6208-7959

号

3.(5)6

「こども相談センター」の権限を強化するよう国に強く求めるともに、複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。

項目

「こども相談センター」の機能を強化し、児童虐待の予防的取り組みや、介入徹底などに加え、 学校など関係先との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

市民に対しては、「子どもの権利条約」および「こども基本法」の内容・理念を周知し普及に努めること。さらに「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間などのタイミングで、SNSを活用したプッシュ型の情報発信を行うなど、現在、実施している啓発活動を拡大し、さらなる未然防止策を講じること。

## (回答)

こども相談センターでは、従前より児童虐待相談をはじめとする児童相談件数の増加や複雑化している相談に対応するため、児童福祉司の増員に取り組んでおり、児童虐待対応や法的対応など相談体制の強化を図ってまいりました。

児童福祉法の改正により、平成28年に児童福祉司の配置基準が明確化されたことなどを受け、平成29年から計画的な採用を行い児童福祉司・児童心理司の増員に取り組むとともに、資質向上のための研修を行うなど専門性の強化に取り組んでおります。

本市では、秋のこどもまんなか月間を中心に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を展開し、様々な民間企業や関係機関における啓発ポスターの掲示・啓発物品の配布、プロスポーツチームとの連携など、児童虐待防止に向けた啓発活動を実施しています。今年度は、ポスターの掲示場所や企業との連携を拡充するほか、大阪市のプロスポーツチーム8チームのホームゲームにおける啓発物品の配布など取組を行います。また、今年度より本市 LINE を活用したオレンジリボンキャンペーンの情報発信を行っています。今後も引き続き、様々な機会をとらえた啓発活動に努めてまいります。

担当

こども青少年局 中央こども相談センター

電話:06-4301-3100

こども青少年局 子育て支援部 管理課 児童支援対策

電話:06-6208-8032

号

3.(5)⑦

子どもたちが、教育の機会が奪われ、社会的な孤立に追い込まれないよう、迅速かつ的確な社 会的・経済的支援を行うこと。

項目

地域包括支援センターを拠点に福祉・介護・医療・教育等の様々な機関と連携を強化し、早期発 見が可能な仕組みを構築し、重層的支援体制を整備すること。

学校や地域での早期発見につながるよう、他の自治体とも連携し、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

### (回答)(下線部について回答)

○「ヤングケアラー」の具体的な事例や概念について

本市では、ヤングケアラーの支援として、まずは正しい理解と気づきの醸成が必要であるとの認識のもと、市ホームページや市広報紙でヤングケアラーについての掲載を行う他、ポスター、リーフレット等を市関連施設等に配布しています。

また、市作成の啓発動画を区役所や市内商業施設等のデジタルサイネージで放映し、広く周知・啓発を行っています。

さらに、令和5年9月には、市内在住の中高生に向けた冊子「自分と家族の味方をつくるブック」を作成し学校に配架するなど、こどもたちにもヤングケアラーの存在や決してひとりで悩み、抱え込む必要がなく、助けてくれる大人や場所があることを周知しています。

○早期発見が可能な仕組みの構築及び相談体制の強化について

本市では、副市長をリーダーに区長と関係所属長がメンバーであるヤングケアラー支援にむけたプロジェクトチームを設置し、ヤングケラー支援策の検討を進めており、このプロジェクトチーム会議での議論をふまえ、一番身近な行政機関である区役所の子育て支援担当にヤングケアラー相談窓口を設置しました。

各区においては、ヤングケアラーを含む要保護児童等について、関係機関と連携して最新の情報を 把握、整理し共有を行うとともに、適切な支援となるよう継続的に支援方針の見直しを行っております。特 に虐待が疑われるヤングケアラーについては、要保護児童対策地域協議会だけでなく、こども相談セン ター(児童相談所)と連携を密にするなど、必要な支援を行っています。

こどもたちが多くの時間を過ごす学校においては、令和4年度に引き続き令和5年度においても、教育現場への支援として、スクールカウンセラーを増員し、すべての市立小中学校等に配置しました。また、あわせて児童生徒に配付しているタブレットの相談機能を充実化し、家庭や家族のことが相談しやすい環境を整備するとともに、スクールソーシャルワーカーを増員配置することで、児童生徒のアセスメントを実施し、支援の必要なこどもや家庭を見逃さずに、福祉施策とつなげる仕組みを構築しています。

また、プロジェクトチーム会議での議論・検討を踏まえた本格支援策として、「ヤングケアラーへの寄り 添い型相談支援事業」のピアサポートの体制を強化するとともに、外国語対応が必要な家庭に対する通 訳派遣を実施しているほか、子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラー

のいる家庭に訪問支援員を派遣し、こどもたちのケア負担の軽	を減など、ヤングケアラー支援を推進してい
きます。	
こども青少年局 企画部 企画課(企画)	電話:06-6208-8337
担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当	電話:06-6208-9174
教育委員会事務局 指導部 初等•中学校教育担当	電話:06-6208-9186
L L	

号

3.(5)8

「児童いきいき放課後事業」については、中心区の児童数の急増などの要因により、事業の内容 に極端な偏在が発生しているとの声もあり、検証と対策が必要である。地域間の格差を縮小し、事 業が充実するよう、予算措置を行うよう要請する。

項

また、「南海トラフ地震」に対するリスクが高まっているなか、「児童いきいき放課後事業」が行われている際に大規模災害が発生した場合でも、十分な対応が行えるよう、検証を行い必要な対応を行うこと。

#### (回答)

「児童いきいき放課後事業」については、市内に居住する全ての児童を対象に、市内の市立小学校全 てにおいて、平日の放課後のほか土曜日、夏休みや冬休みなど長期休業日に、児童の安全・安心な遊 び場・居場所を提供しております。

利用可能な活動室は、原則として、児童の安全や学校との連携の観点から、授業の終了後に校外に移動する必要がないよう居住している小学校区にある「いきいき」としています。

利用児童数に応じて、利用可能な活動スペース等の確保や職員の配置を行っています。

また、各「いきいき」では、安全計画を策定したうえ、日々非常通報装置や非常時連絡体制の確認に加え、非常災害時の対応について、活動室職員の研修や児童に対する安全指導など必要な措置を講じるとともに、避難訓練も定期的に実施しております。

担当

こども青少年局 企画部 青少年課放課 後事業グループ 電話:06-6684-9573

3. (6)

項目

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNS による相談体制の充実など、「こころの悩み電話相談」の体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うため、関係機関や NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みへの支援を行うこと。

### (回答)

本市では、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、「大阪市自殺対策基本指針」を策定し、こころの悩み電話相談、こころの健康相談統一ダイヤルによる電話相談、ゲートキーパーの養成研修、自殺未遂者相談支援事業、自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動など、自殺対策の推進に努めています。

自殺に至る背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があると言われていることから、健康局のみならず、それぞれの担当部局が悩みや困りごとを抱えた方に対し支援を行っています。

今後も、困難を抱える方へ寄り添った対応・支援を行うことで一人でも自殺を考える市民が少なくなるよう取り組みを進めてまいります。

担当

健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話:06-6922-8520

3. (7)

項目

貧困や、傷病による障がい、介護など、様々な要因により「あたりまえ」の生活が維持出来なくなったとき、誰もが、状況に応じた適切な「福祉サービス」を受けることが出来なければならない。

必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、区役所・保健福祉センターをはじめと した各種相談体制の充実が図られるよう、必要な人員の確保と予算措置が行われることを要請す る。

### (回答)

(障がいのある方の相談体制について)

障がいのある方の相談に関しては、各区保健福祉センターが各種福祉制度の窓口となっており、手帳の申請をはじめ各障がい福祉サービスなどの相談に応じています。また、身近な相談機関として、各区に障がい者基幹相談支援センターを設置しており、障がいのある方やその家族を対象に、福祉サービスの利用援助や社会資源の情報提供などを行っています。

昨今の相談件数の増加や課題の複雑・多様化に対応できるよう、令和6年度から各区障がい者基幹 相談支援センターの職員体制を強化したところであり、引き続き障がいのある方の相談支援体制の充 実に努めてまいります。

担当

福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-7999

番		(7)
号	3.	(7)

目

貧困や、傷病による障がい、介護など、様々な要因により「あたりまえ」の生活が維持出来なくなったとき、 誰もが、状況に応じた適切な「福祉サービス」を受けることが出来なければならない。

必要な支援が消職に提供できる仕組み作りが大切であり、区役所・保健福祉センターをはじめとした各種相談 体制の充実が図られるよう、必要な人員の確保と予算措置が行われることを要請する。

### (回答)

地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して過ごすことができるように、包括的・継続 的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中核的役割を担っており、高齢者やその家族、ケ アマネジャーからの介護、福祉、保健に関する相談・支援などを行っております。

また、本市では、地域包括支援センターと連携しながら、総合相談支援業務、権利擁護業務を 行う総合相談窓口(ブランチ)も設置しており、高齢者やそのご家族にとって、より身近な相談 窓口として社会福祉士等の専門職が相談業務にあたっております。

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域包括支援センターが中核となり、関係機関が 連携して取り組んでいくことが重要であることから、そのために必要となる人員を追加配置する など、地域包括支援センターの体制の強化に取り組んでまいりました。

今後も、地域包括支援センターの人員体制の整備や機能強化に努めてまいります。

3. (7)

項

貧困や、傷病による障がい、介護など、様々な要因により「あたりまえ」の生活が維持 出来なくなったとき、誰もが、状況に応じた適切な「福祉サービス」を受けることが出来 なければならない。

必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、区役所・保健福祉センターを はじめとした<u>各種相談体制の充実</u>が図られるよう、必要な人員の確保と予算措置が行われ ることを要請する。

## (回答) (下線部について回答)

本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、相談支援窓口を各区 役所に設置し、相談者の自立までを包括的・継続的に支援しております。支援にあたっては、 個々の状況に応じて、他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、 関係機関等とも連携し、自立に向けた支援を実施しております。

担当 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話:06-6208-7959

号

3. (7)

貧困や、傷病による障がい、介護など、様々な要因により「あたりまえ」の生活が 維持出来なくなったとき、誰もが、状況に応じた適切な「福祉サービス」を受けるこ とが出来なければならない。

項

必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、区役所・保健福祉センタ 一をはじめとした各種相談体制の充実が図られるよう、必要な人員の確保と予算措置 が行われることを要請する。

## (回答) (下線部について回答)

また、総合的な相談支援体制の充実事業においては、既存の仕組みでは解決ができない 複合的な課題等を抱えた人や世帯を適切な支援につなげるため、区保健福祉センターが調 整役となり、関係機関が一堂に会し世帯全体の支援方針を検討する、「総合的な支援調整の 場(つながる場)」を開催するなど分野横断的な連携を行っております。

福祉局 生活福祉部 地域福祉課

電話:06-6208-7973

担当

4. (1)

教育の質の向上と子どもの豊かな学びのため、教職員定数の改善、教職員や支援員等の人材 確保と労働条件の改善を行うこと。

項目

教職員の長時間労働を是正するために、客観的な勤務時間管理をおこない、「時間外在校等時間の上限(月 45 時間、年 360 時間)」を遵守するよう、有効な対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

#### (回答)

教職員定数については、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も各学校の実情・実態をより精 緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

学校現場における教員の欠員状況につきましては、全国的な教員不足の中、本市におきましても、 年度途中の産・育休等にかかる代替教員(講師)の確保ができず、欠員が生じており、教育委員会としても大きな課題として認識しております。

これまで、代替教員(講師)の確保のための取り組みとして、教員採用選考テストにおける「大阪市立学校園現職講師特例」の実施、講師採用相談会の休日・夜間の開催、地下鉄駅共用部分への周知ビラの掲示及び地下鉄内の中吊り広告の掲出、大学の就職担当部門をターゲットとした取り組みに加え、行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用やオンライン面談の実施など、さまざまな方策を講じているところです。

さらに、今年度より教員が安心して産育休を取得できる職場環境、ひいては、子どもや保護者が安心できる学習環境を実現するために、全国初の制度として「本務教員による欠員補充制度(特別専科教論)」を創設し、年度途中の欠員未補充の状況を解消できるよう取り組んでおり、今年度は市独自に本務教員を小学校50名、中学校15名採用し、配置しております。

代替教員(講師)の確保につきましては、未だ厳しい状況にはございますが、引き続き、柔軟な発想のもと、関係先と連携を図りながら、あらゆる方法を検討し実施していくことで、その確保に努めてまいります。

教職員の勤務時間については、「教職員勤務情報システム」において出退勤時刻の情報などから勤 務時間を管理するとともに、時間外勤務の状況の把握にも努めています。

また、教員の長時間勤務の解消については、教員の負担を軽減し、教員が子どもたち一人ひとりに 寄り添うための時間が確保できるよう、令和元年に「学校園における働き方改革推進プランを策定し、 負担軽減の取組を進めてまいりました。

取組みの結果、時間外勤務の状況については改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務の解消には至っておらず、今般「第2期 学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、これまで以上に取組みを進めていくこととしております。

なお、長期療養を要する疾病により、病気休職に至った教職員については個人要因、外的要因など

一人で	Nとり異なる事情ではa	ありますか	5、各学校園に設置してお	らります労働安全衛生体制の中で衛生管
理者、	衛生推進者(主に管理	理職)が「	中心となり職場環境改善の	り取組をすすめ誰もが働きやすい職場づ
くりに多	努めてまいります。			
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当	電話:06-6208-9125
担当	教育委員会事務局	教務部	教職員給与•厚生担当	電話:06-6208-9131
	教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当	電話:06-6208-9174

畓	
号	

# 4. (2)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置拡充を行い、十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

項

また、外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。加えて、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応可能な支援体制の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

また、「支援学級」については、支援を要する児童生徒数の増加に伴って支援担当1人あたりの受け持ち児童生徒数が年々増えてきている。それにより当該児童生徒への支援の内容に偏在が発生しているとの声もあり、検証と対策を行うこと。

# (回答)

令和2年度より、全区において「こどもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットを実施しております。本事業では、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカーを、全市 24 区に学校数に応じて1名または2名を区役所へ配置しており、さらに令和5年度より、ヤングケアラーへの支援を充実させるため、スクールソーシャルワーカーの人数を1名または2名増員し、順次、区役所に配置しております。

帰国・来日等の子どもへの支援については、令和2年度から重点施策である「外国につながる児童 生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を開始し、外国から編・転入学する子どもへの支援を進め ています。

外国から編・転入学する子どもには、保護者を含めて初期面談を実施し、プレクラスの案内や在学中の日本語指導、進路に関すること等を必要に応じて通訳者を介し丁寧に説明し、学校生活への不安が少しでも和らぐよう努めています。

さらに、市内各教育ブロックに1拠点、合計4拠点に共生支援拠点を設置し、常駐のコーディネーターが、学校生活に必要な初期の日本語指導を行う日本語指導員や通訳者による学校での支援、教育相談、学校生活への円滑な接続のための初期教室である「プレクラス」等を実施しています。

また、多文化進路ガイダンス等において、多言語による高校入試制度の説明や個別進路相談等を 実施することで、帰国・来日等の子どもたちが安心して学校生活を送り、主体的に進路を選択できるよう に取り組んでいます。

今後とも、外国につながるすべての子どもたちが自らの力を発揮できるよう様々な支援を続けてまいります。

また、本市では、これまでより、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育をすすめながら、特別支援教育に関する実践を積みあげてまいりました。

今後も、障がいのある子どもが達成感を持って充実した時間が過ごせるよう、特別支援学級における 児童生徒の発達に応じた教育実践をすすめるとともに、教員研修において、特別支援教育に関する専

門性を	高め、特別支援学級	における	実践、通常学級での交流及び共	共同学習における実践などを蓄積	
してまい	ります。				
担当	教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当	電話:06-6208-9174、8128	
15 3	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当	電話:06-6327-1009	
	<u> </u>				

4. (2)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置拡充を行い、十分な人材確保にむけた養成・ 育成に取り組むこと。

項

また、外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。加えて、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応可能な支援体制の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

また、「支援学級」については、支援を要する児童生徒数の増加に伴って支援担当1人あたりの 受け持ち児童生徒数が年々増えてきている。それにより当該児童生徒への支援の内容に偏在が 発生しているとの声もあり、検証と対策を行うこと。

## (回答)(下線部について回答)

不登校やいじめ等のこどもが抱える問題の早期発見・早期解決を図るため、平成 21 年度から市立中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、その後、市立小学校への配置も進めてきました。令和4年度から、ヤングケアラーをはじめとする家庭での悩みについても身近な学校で相談できるように、全市立小学校にスクールカウンセラーを配置し、令和6年度も引き続き配置拡充をしています。

また、スクールカウンセラーの資質向上のため、中央こども相談センターでは、スクールカウンセラーへ の訪問支援や研修を実施しています。

さらに、各学校との間でスクールカウンセラー事業についての意見交換を行い、学校現場のニーズを 反映させるようにしています。

担当

こども青少年局 中央こども相談センター 教育相談担当 電話:06-4301-3181

4. (3)

項目

すべての子どもたちに、教育の機会を保障し、<u>経済的負担の軽減</u>、学習の機会と学力の底上げが図られるよう、不登校児童・生徒等への支援、夜間中学の充実、帰国・来日児童生徒への十分な対応や、障がいの有無に関係なく、地域の学校に進学し、安心して学ぶことのできる条件整備など必要な措置を講じること。

具体的な実施にあたっては、それらの措置が実効あるものとなるよう、現場の意見を十分に踏まえた対応を行うとともに、<u>早急に教育費の完全無償化に向けた検討を行うこと。</u>

## (回答)(下線部のみ回答)

経済的な理由により子どもを就学させることが困難と認められた保護者に対しましては、従来より、必要な費用を補助し、児童・生徒の就学の機会の確保を図り、学校教育の円滑な実施に資するため、学校教育法第19条及び学校保健安全法第24条に基づき、就学援助制度を実施しております。

この間、経済的に困窮していることの公的証明を求めるなど審査の公正化を図る一方、世帯の収入・ 所得のみならず、主に生計を維持している方の失業や傷病等による休職等の状況や、生計を一にする 家族のための多額の医療費等、様々な事情をきめ細やかに考慮し、審査を行っているところでございま す。

厳しい財政状況のもとではありますが、真に援助を必要とする方の就学の機会を確保するセーフティネットとして、今後とも持続可能な制度として維持できるよう努めてまいります。

また、学校において日常使用する消耗品や備品の購入経費などについては公費で負担することとして おりますが、学校の教育活動を通じて子どもたちに直接還元される教材や修学旅行費などは、保護者の 方に負担いただいております。

担当

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話:06-6115-7653 教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話:06-6115-7794、7832

4. (4)

大阪市においては、学校の統廃合が行われている一方、市内中心部では大規模タワーマンションなどの建設により児童数が急増し、特別教室の転用や校舎の増改築などが行われるなど学習環境の低下が懸念されている。

項目

学校校舎の設備面などにより学ぶ機会が制限されることがあってはならず、常に良好な学習環境が維持できるよう教育環境の充実に向けて取り組むことを要請する。

加えて、こうした事態に陥らないよう「教育委員会」としても、関係部局への働きかけなどに取り組むこと。

また、学校給食については、学校現場、児童・保護者の意見をふまえ、十分な予算措置を行い、 改善が図られるよう要請する。

### (回答)

市内中心部におきましては、大規模住宅の開発計画により、児童・生徒が急増しており、教室不足や 過大規模化が喫緊の課題となっていることから、平成 29 年度に市内中心部児童急増対策プロジェクト チームを立ち上げて、その対策を検討し、対応を進めているところです。

具体には中長期的な児童生徒数推計により、将来も見据えて新設校や分校等の設置による過大規模 化解消のほか、校舎増築に際しても、高層化校舎の整備によりできる限り運動場を確保するなど、児童・ 生徒の教育環境を考慮のうえ、対応を進めていくこととしています。

今後も各学校の実情を踏まえて計画的に児童・生徒の教育環境の確保に努めてまいります。

また、学校給食は、1日に必要な栄養素等の約三分の一量が摂取できるように文部科学省の「学校給食摂取基準」として定められております。本市の学校給食においても、予算確保のうえ、文部科学省の「学校給食摂取基準」に基づき各栄養素を過不足なく摂取できるよう食品を適切に組み合わせた献立を作成し、提供しております。また、献立作成においては児童生徒の健康の保持増進、衛生、経済及び嗜好を考慮し、本市教職員、PTA代表を含む意見聴取をふまえて行っております。

担当

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話:06-6208-9092教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話:06-6208-9143

号

4. (5)

小・中学校の統廃合については、一時の人口増減をみるのではなく「街づくり」の長期的な視点からの判断が必要である。また、校区が広がることにより、通学の安全が担保されるか懸念が残る。加えて、廃校により土地を売却すると人口増加に転じた場合の学習環境の悪化に繋がる恐れもある。

項

目

さらに、「南海トラフ地震」に対するリスクが高まっている中、避難所となるべき小・中学校の統合は、防災面でも大きな懸念材料となる。

条例にもとづく小・中学校の統廃合については、廃止も含めて見直すこと。また、統合され廃校となった場合でも公共用地として確保し、安易な売却は行わないこと。

# (回答)(下線部について回答)

大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。

さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有する必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定し、取り組みを進めております。

また、本市では小学校は2キロメートル、中学校は3キロメートル以内を通学距離の基準としており、安全対策については、児童、生徒が安全・安心に登下校できるよう、再編整備計画策定後に、区担当教育次長が学校適正配置検討会議を立ち上げ、地域、保護者の方のご意見をお聞きしながら検討します。

担当

| 教育委員会事務局 総務部 学事課 電話:06-6208-9111

号

4. (5)

小・中学校の統廃合については、一時の人口増減をみるのではなく「街づくり」の長期的な視点からの判断が必要である。また、校区が広がることにより、通学の安全が担保されるか懸念が残る。加えて、廃校により土地を売却すると人口増加に転じた場合の学習環境の悪化に繋がる恐れもある。

項

目

さらに、「南海トラフ地震」に対するリスクが高まっている中、避難所となるべき小・中学校の統合は、防災面でも大きな懸念材料となる。

条例にもとづく小・中学校の統廃合については、廃止も含めて見直すこと。また、<u>統合され廃校と</u>なった場合でも公共用地として確保し、安易な売却は行わないこと。

# (回答)(下線部について回答)

不用な未利用地については、売却を原則とする一方で、令和4年4月に未利用地の活用に伴う定期 借地制度等運用指針を改正し、学校跡地において、地域防災拠点等の機能を永続的に確保する必 要がある場合は、定期借地制度等を適用できることとしました。

この制度の適用に当たりましては、その学校跡地が所在する区役所において、地域防災拠点等の機能を維持する必要性を判断し、既存校舎の建物、設備等の状況や市場ニーズ、地域の声も踏まえまして、歳入確保にもつながる最適な学校跡地の活用案を検討していくこととなります。

担当

契約管財局 管財部 連絡調査課(財産活用グループ) 電話:06-6484-5936

番号	4. (6)
項目	子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・ 増設を進めること。
の参	答) 各校における児童生徒の更衣につきましては、同一教室において時間差をつけて着替えたり複数 数室等を活用したりする等、プライバシーを守るために工夫して取り組んでおります。 た、保護者等から更衣についての相談があった場合は、各校園において個別に対応しております。 多目的トイレについては、校舎の建替えや大規模改修によるトイレのリニューアル時に整備を進めてます。

担当

教育委員会事務局 指導部 初等·中学校教育担当 教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話:06-6208-9186

電話:06-6208-9091

番号	4. (7)
	給付型奨学金制度の対象者や支給金額の拡充を、積極的に国に求めること。また、地元企業に

就職した場合の奨学金返済支援制度や、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置の検討な

ど、大阪市独自の返済支援制度を検討すること。さらには、「大阪市奨学費」の拡充を図ること。

(回答)

目

指定都市教育委員会協議会を通じまして、独立行政法人日本学生支援機構の大学生に対する奨学 金事業について、対象者の拡大、給付の増額や一層の事業の充実を求めるとともに、本市を含む指定 都市の奨学事業の拡大を図るための財源措置等を国に対して要望しております。

また、本市では、経済的理由のために高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校への 修学が困難な生徒に対し給付型の「大阪市奨学費」を支給しています。

厳しい財政状況のもとではありますが、今後とも持続可能な制度として維持できるよう努めてまいります。

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話:06-6115-7641

担当

番 4. (8)

項目

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、文部科学省に対して学習指導要領の改定を要望するとともに、小・中学生を対象とした労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

#### (回答)

本市では、キャリア教育の充実について大阪市教育振興基本計画において「児童生徒が将来の夢や希望を持てるようなキャリア教育の充実を図ることで、自己肯定感・自己有用感の改善に取り組んでいく」と明記しております。今後社会情勢が大きく、かつ、急速に変容していくことが予測される中で、子どもが学ぶことと、自己の将来とのつながりを見通しながら、自ら生き方を選択していくことができるよう、必要な能力や態度を身に付けることを通じて、社会的・職業的自立を促すことが重要であると認識しております。

また、キャリア教育の全体指導計画、年間指導計画を各小中学校及び義務教育学校が年度当初に 作成し、キャリア・パスポートの活用や、企業や団体、区役所等との連携による職業講話や職業見学、 職場体験学習、各分野で活躍する人材などによる出前授業など体験的な学習を実施しております。

本市といたしましては、キャリア教育の推進は大変重要であると認識しております。今後も、子どもの 発達段階に応じた体系的・系統的な教育が各校で進められるよう努めてまいります。

担当

教育委員会事務局 指導部 初等•中学校教育担当 電話:06-6208-9186

4. (9)

項目

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とりわけ、スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、高額商品の売買やゲームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生をも対象とした消費者教育は急務となっている。

教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

## (回答)

本市では、令和4(2022)年4月の成年年齢の引き下げや令和12(2030)年までに達成すべき持続可能な達成目標(SDGs)など内外の社会情勢に対応し、消費者のさらなる自立を図っていく必要があるため、令和5(2023)年4月に「大阪市消費者教育推進計画」(以下、「推進計画」という。)を策定しました。

推進計画に基づき、幼児期から若者、成人一般、高齢者等ライフステージの各段階において、必要な 最新の知識が得られるよう、消費生活をめぐる社会的状況や本市における消費者からの相談内容を踏ま えながら、消費者教育に取り組んでいるところです。

とりわけ、成年年齢が引下げられたことにより、特に18歳、19歳の若年者の消費者被害の増加が懸念され、若年者への消費者教育の充実が求められています。学習指導要領の改訂により、学校教育における消費者教育の内容はさらに充実されており、推進計画では専門的なノウハウを有する消費者センターが庁内関係所属と連携して教育現場を支援することとしております。

具体的な取組みとして、

- ・契約のルール、悪質な事業者の手口や拒否方法など、消費者トラブルに対処するための基本的な知識 や情報の習得
- ・相談先となる消費者センターや消費者ホットライン「188(いやや!)」の認知度向上
- ・合理的な意思決定ができる「自立した消費者」の育成

などを目的とし、若年者向け啓発冊子や、若年者に多いトラブルをマンガやクイズで学べるホームページを作成し、家庭でも活用できるよう提供しているところです。また、庁内各所属とも連携し、教育現場へ無料で講師を派遣し、消費者トラブル事例とその対処方法、契約の仕組み、エシカル消費などの講座を実施しております。

今後とも、自立した消費者の育成をめざし、体系的かつ効果的に消費者教育・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

担当

市民局 消費者センター 電話:06-6614-7522

4. (10)

項目

あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握し、差別解消 に向けた具体的施策を講じること。インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談 事業・被害者支援などを推進していくこと。

さらには、無意識による無理解や偏見(アンコンシャスバイアス)による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

## (回答)

インターネットでは、匿名での情報発信が可能なため、加害者になりやすいことや、被害が急速に拡大してしまうこと、一度被害にあうと回復が困難であること等のインターネット上の人権侵害の特徴を踏まえ、本市ホームページや人権だよりにおいてインターネットによる誹謗中傷を取り上げ啓発を行う等、課題解消の取組みを積極的に推進しているところです。また令和5年6月1日より、インターネット上の誹謗中傷などによる人権侵害に遭われた方からの相談をお受けし、専門相談員が解決に向けたアドバイスを行うほか、相談内容により法的な観点からの助言が必要な場合には、弁護士の相談を受けていただけるよう、相談支援を強化しています。

担当

番

号

4. (11)

項

行政のデジタル化の推進については、既存の手続きのデジタル化にとどまらず、市民にとって 真に有用なものとなるよう、オンライン申請などの利便性の向上や、行政事務手続きの簡素化、 行政情報へのアクセス向上などに取り組むこと。加えて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解 消に向けても取り組むこと。

また、それらの前提として、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。

#### (回答)

行政手続きのオンライン化については、市民サービスの向上や行政事務の効率化を進めるため、あらゆる行政手続きを対象として、自宅やオフィスから手続きを可能とする行政手続きのオンライン化の推進に向けた取組を進めており、令和2年8月に運用を開始した「大阪市行政オンラインシステム」を利用し、約3,400件の手続きのうち、オンライン化可能な約2,000件を対象とし、令和5年度末までに約1,300件の行政手続きのオンライン化を行っています。

引き続き、申請数が多い手続きや子育て・介護に係る手続きなど、手続きのために窓口に訪れること が難しい方に関係する手続きから優先的に、業務特性等を勘案し、段階的にオンライン化をめざしてい きます。

加えて、デジタル化に伴い、デジタル機器・サービスに不慣れな人や利用しない人にとっても窓口での行政手続きの負担軽減を始め、デジタル化の恩恵を実感できることが必要と認識しており、パソコン等に不慣れな方でも快適に操作していただけるよう、ユーザーインタフェースの工夫に努めています。さらに、11 月1日からは市民向けに「大阪市行政オンラインシステムコールセンター」を開設し、システムの操作方法等について案内できる取組を行っています。

また、情報漏えい等のセキュリティリスクに対しては、総務省において策定している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠する形で、「大阪市情報セキュリティ管理規程」及び「大阪市情報セキュリティ対策基準」を本市セキュリティポリシーとして整備し、遵守するよう啓発しています。

担当

デジタル統括室 DX推進担当(デジタルサービスグループ) 電話:06-6208-7646 デジタル統括室 基盤担当(基盤企画グループ) 電話:06-6543-7115 番

4. (12)

号

「マイナンバー制度」が、公正・公平な社会基盤として定着し、市民にとって有益なものとなるよう 運用状況や経費面の課題、住民からの意見なども丁寧に把握し、制度の改善を国に要望するこ と。また、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性 を高める取り組みを行うこと。

項

目

そのうえで、「マイナンバーカード」の普及促進と利便性の向上については、制度の信頼性の確保、プライバシー保護などの安全性と個人情報管理体制の確立が大前提であり、必要な対応を国に対して求めること。とりわけ、マイナ保険証の取り扱いについては、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応を求める。

#### (回答)(下線部について回答)

国は、個人のID・認証基盤であるマイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用する ことにより、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会をめざすとしています。

マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用するとして、マイナンバーカードと健康保険証、運転免許証、在留カードとの一体化等の計画がなされ、推進しているところです。

本市としても、住民票の写しなど証明書をコンビニで取得する際のほか、オンライン申請において厳格な本人確認が必要となる手続きの際にマイナンバーカードを活用する仕組みを導入するなど、利用機会の拡大および利便性の向上に取り組んでいるところです。

誤登録(マイナンバーの紐付け誤り)については国においても再発防止策が検討され、本市としても適切に対応しています。

また、マイナンバーを含んだ特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うにあたっては、特定個人情報 保護評価制度にのっとり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのような リスクを軽減するための措置を講じています。

今後とも、マイナンバー制度の厳格かつ適正な運用に努めてまいります。

担当

デジタル統括室 DX推進担当(デジタルサービスグループ) 電話:06-6208-8860

4.(12)

項目

「マイナンバー制度」が、公正・公平な社会基盤として定着し、市民にとって有益なものとなるよう運用状況や経費面の課題、住民からの意見なども丁寧に把握し、制度の改善を国に要望すること。また、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

そのうえで、「マイナンバーカード」の普及促進と利便性の向上については、制度の信頼性の確保、プライバシー保護などの安全性と個人情報管理体制の確立が大前提であり、必要な対応を国に対して求めること。とりわけ、マイナ保険証の取り扱いについては、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応を求める。

## (回答)(下線部について回答)

健康保険証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和5年6月9日に公布されました。

従来の健康保険証の廃止に伴い、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードを所持している方には資格情報のお知らせを、マイナンバーカードで医療保険のオンライン資格確認を受けることができない方には、引き続き保険診療を受けられるよう資格確認書を、各保険者がその被保険者に対して交付することとされています。

これらの制度変更にあたっては、国民や医療機関に混乱が生じないように丁寧な周知を行うよう、国 へ要望してまいります。

担当

福祉局 生活福祉部 保険年金課(保険グループ) 電話:06-6208-7964

4. (13)

項目

有権者の利便性と投票機会の向上のため、頻繁に人の往来がある施設に投票所(期日前投票も含む)を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式への変更を検討すること。また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会との連携により、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

加えて、業務の性質上、一定の業務繁忙はやむを得ないが、「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」の趣旨も踏まえ、従事される職員の業務軽減について検討されたい。

#### (回答)

# (投票所(期日前投票所も含む。)等について)

公職選挙法上、政令指定都市においては、投票所の設置、投票時間の弾力的な運用をはじめ各種投票事務は各区選挙管理委員会ごとに行うこととなっています(公職選挙法第39条、第40条第1項、第269条等)。

投票環境向上の観点から、本市では、平成28年の参議院選挙より全ての選挙において、全区で一部の期間につき、期日前投票時間の延長を行っています。

投票所(期日前投票所も含む。)等の設置については、これまで、市区選挙管理委員会において、 利便性の良い場所での期日前投票所等の設置について検討し、平成 25 年参議院選挙では、1区に おいて駅近くでの期日前投票所を増設するなどの試行も行いました。

また、新型コロナ感染症対策として「密を避ける」という観点からも、令和2年の大阪市廃止・特別区設置住民投票では4区、令和3年の衆議院選挙では2区、令和4年の参議院選挙では1区、令和5年の統一地方選挙では2区において、民間施設等に臨時の期日前投票所を期間限定で開設しました。

上記のようにこの間、投票環境の向上に向けた取組を行ってきましたが、投票所の設置にあたっては、効果的な場所の選定、一定の広さの確保、二重投票の防止策の徹底、投票用紙、投票箱の保管といったセキュリティの確保等が課題と考えており、これまで共通投票所の設置や投票所設置の公募を行った実績はありません。

#### (記号式投票について)

公職選挙法において、投票用紙に候補者の氏名等を自署するいわゆる自書式投票が原則とされており、国政選挙においては自書式投票しかできませんが、地方公共団体の選挙においては、条例で定めることにより記号式投票を採用することができます。ただし、記号式投票を採用する場合であっても、点字投票、期日前投票、不在者投票は除外されているため、記号式を採用できるのは投票日当日の(一般の)投票のみであり、点字投票、期日前投票、不在者投票は自書式投票となります(公職選挙法第46条、第46条の2)。

なお、記号式投票を採用する場合の課題についてですが、まず市選挙管理委員会に決定権限があるのは、大阪市長選挙(以下、「市長選挙」といいます。)及び大阪市議会議員選挙(以下、「市議選挙」といいます。)になりますが、市議選挙は選挙区が多く(24 選挙区)、立候補者が確定する告示日から投票日までが9日間と非常に短いことから、日程的に投票用紙の印刷・納品は困難であると考えています。

次に、市長選挙は、本市においては、市議選挙・大阪府知事選挙・大阪府議会議員選挙と同日に 執行している現状であるため、仮に、市長選挙で記号式投票を採用した場合、投票日当日は市長選 挙が記号式、市議選挙が自書式となるなど、2種類の投票用紙が混在することになり、有権者の混乱 を生むことが懸念されます。

#### (主権者教育について)

主権者教育については、市内の小・中・高等学校等(特別支援学校を含む。)との連携のもと、選挙 出前講義・模擬投票の実施、選挙物品の貸出しを行っております。また、高校生をはじめ若年層向け に、調理実習のメニュー選びを題材に分かりやすく1票の重みを感じていただける啓発動画を作成し ホームページに掲載するとともに、学校への通知にQRコードを案内し活用を促すなどの取組を行って おります。

また、令和6年度からの新たな取組として、親子で一緒に投票所に行くことは将来の投票参加率向上に効果的であり、ほかでは得られない貴重な学習の機会と考えることから、子育て世帯向けに「親子で投票に行くこと」を呼びかける啓発を実施しています。さらに、選挙時には最も投票率の低い20歳代前半の年齢層が多い大学生に向けた取組として、大学内専用SNSや構内デジタルサイネージ等での啓発を実施しています。

## (従事職員の業務軽減について)

選挙期間中は業務が集中するため職員の超過勤務が発生しますが、働き方改革等の趣旨を踏ま え、事前に準備できる事務を計画的に行うことや、事務内容や運用方法等の見直しによる効率化を進 めることなど、時間外超過勤務の削減に努めているところです

今後も法改正等、国の動向を注視しながら、投票環境の向上に努めてまいります。関係各所とも連携しながら主権者教育など効果的な啓発の実施に努めるとともに、働き方改革等の趣旨を踏まえ、事務の効率化を進めてまいります。

担当

行政委員会事務局 選挙部 選挙課 電話:06-6208-8511 教育委員会事務局 指導部 初等·中学校教育担当 電話:06-6208-9186 番

号

4. (14)

大阪経済は、全体的に回復基調と言われているが、物価高騰の影響による個人消費の落ち込みや、労働力不足の影響を受けている産業などもあり、今後の見通しは不透明な状況となっている。一方で、2025年の大阪・関西万博を見据えた多額の公費負担も想定されており、これらの状況が、大阪市の財政に影響を及ぼすことを危惧している。

項目

自治体財政の硬直化は、市民生活に直接影響を及ぼすこととなる。そうした影響を最小限にとどめることは当然であるが、一方で、市民の暮らしの安全や安心のための支出が滞る事態になっては本末転倒である。何よりも、市の財政状況と指摘したような公費負担がどの様な影響を及ぼすのかについて、市民に分かりやすい周知を行うことが重要である。今後の中長期的な財政状況について明らかにするよう求めるとともに、財政調整基金の現状についても明らかにすること。

また、補正予算の編成にあたっては、二元代表制の意義をふまえ、議会における十分な審議を経て議決によって執行すること。

#### (回答)

本市では、将来世代に負担を先送りしないため、収入の範囲内で予算を組むことを原則とし、たゆみなく市政改革に取り組み、収支の均衡をめざすこととしています。そのために必要となる収支改善の目安を一定の前提により試算したものである「今後の財政収支概算(粗い試算)」や、財政調整基金の令和7年度末見込みについて、令和7年度予算編成を踏まえて公表いたします。

また、補正予算については、財政調整基金も活用しながら、物価高騰への対応など機動的に予算を 編成し、議会への提案、審議、議決を経て執行するよう努めているところです。

(令和6年11月25日時点)

担当

財政局 財務部財務課財務グループ 電話:06-6208-7719

番号		4.(15)
項目		区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に合った施策・事業が総合的に展開できるよう、区役所と市役所の他の部署との連携の在り方を見直し、予算・権限・人員を充実させること。

## (回答)

本市では、市政改革プラン(平成 24 年7月策定)で掲げたニア・イズ・ベターの理念のもと、区に配分された財源と人員の枠の中で、関係局・室の専門的な知識・情報やノウハウを活かしながら、事務事業を執行するため、各区シティ・マネージャー(区 CM)が、関係局・室の長及び職員を補助組織として指揮監督しています。

市政改革プランの取組期間終了後も、ニア・イズ・ベターをさらに徹底するため、市政改革プラン 3.1 (令和4年3月策定)で「区・局の連携の推進」を、次いで「区政がめざす姿」(令和5年6月策定)で「区局一丸でのニア・イズ・ベターの推進」を掲げ、局・室に権限のある施策・事業についても、予算面を含め、区長が把握した区民・地域のニーズを反映する取組を行っているほか、新・市政改革プラン(令和6年3月策定)で「区役所業務の集約化等」を掲げ、区役所において新たなマンパワーを創出して新たなニーズに対応できるよう検討・取組を進める等しています。

また、ニーズを把握する区政参画の重要なツールのひとつとして各区で区政会議を開催しており、 区内の住民に加え、区内の企業等の在勤者や自営業者も含めた広範な方を対象として会議の委員 の選定を行うなど、様々なチャネルを活用しながら多様なニーズを把握したうえで、区長の総合的な判 断のもと、区政運営を推進しています。

市民局 区政支援室 区行政制度担当 電話:06-6208-9796

担当

5. (1)

大阪市が取り組んできた「大阪市食べ残しゼロ推進店」の登録飲食店舗のさらなる拡大のため、 外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。

項日

市民に対し、生ごみの減量施策の「使いきり」、「食べきり」、「水きり」の実践による「生ごみ 3 きり 運動」や、「食べ残しゼロ」を目的とした「3010 運動」について、インバウンド需要による外食需要を 想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。

現状、個々の取り組みについての認知度は低いと言わざるを得ないことから、産・学とともに多様な団体の連携により、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

#### (回答)

本市では、食材の使いきり、料理の食べきり、生ごみの水きりを心掛ける「生ごみ3きり運動」を推進し、 市民の皆様へ本市ホームページをはじめ各種SNSを活用して積極的な情報発信を行っています。

一方、飲食店舗での食品ロス削減に向けては、「食べ残しあかんでOSAKA」(大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度)の登録店舗拡大に取り組んでおり、本市ホームページや各種イベントにおいて周知啓発を行っております。

また、「食べ切り」「持ち帰り」「3010 運動」等の普及促進のため、関係団体や民間企業との連携協定に基づいた食品ロス削減の取組に関する啓発や、排出事業者を対象とした講習会において本市施策の紹介や食品ロス削減に関する啓発を実施する等、事業所から排出される生ごみの減量を図っています。さらに、本市イベント等でのドギーバッグの配付や、観光案内所等への食品ロス削減啓発外国人向け多言語メッセージカードの配架等、飲食店利用者等に対する食べ残し削減の普及啓発を実施しています。

今後も食品ロス削減にかかる関係省庁の動向を注視しつつ、食品ロスを削減するための啓発方法の 見直しや環境整備の必要性の検討を行い、効果的な啓発活動に努めてまいります。

担当

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 電話:06-6630-3259 環境局 事業部 一般廃棄物指導課 電話:06-6630-3271

5. (2)

項目

食品ロス削減・生活困窮者支援に資するフードバンクへの具体的な支援を行うこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題(運営費・人手・設備等)の解決に向け、相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

「フードバンクガイドライン」によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。さらに、地域によって取り組みに濃淡が出ないよう関係先との連携をはかること。

## (回答)(下線部について回答)

本市では、食品ロス削減のため、ご家庭で余った未開封で、賞味期限まで一定期間以上あり、常温保存できる食品を回収して、福祉団体等へ無償で譲渡する取組である「フードドライブ」を推進しています。

具体的には、店舗等において食品を回収してくださる事業者との間で「フードドライブ回収事業にかかる協定」を締結し、協定締結事業者の店舗等において、市民からご家庭で余った食品の回収を行っているほか、本市においても、一部の区役所やイベント会場などで回収を行っています。

また、回収した食品は、本市と「フードドライブ連携実施にかかる協定」を締結している事業者や社会福祉協議会を通じて、主に大阪市内にある福祉団体等に無償で譲渡しています。

今後も引き続き、「フードドライブ」を通じて、フードバンク活動を実施している事業者を支援するととも に、本市ホームページ等において、回収事業者及び連携事業者の募集、並びに回収拠点等の情報発 信に努めてまいります。

担当

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 電話:06-6630-3259

5. (3)

項目

一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。あわせて、民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け審議会等の環境整備をすること。条例策定においては労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

また、消費者に倫理的な行動を促すために、啓発活動や消費者教育を行うこと。

#### (回答)

本市における消費者教育については、消費者自らが考え、合理的な意思決定に基づいた消費行動が行えるよう「自立した消費者」を育成するため、「大阪市消費者教育推進計画」を策定し、ライフステージの各段階に応じて学校、地域、家庭、職域などの場において取り組んでいるところです。

具体的な取組みとしては、日常生活における身近な問題をテーマとした講座や、消費活動に関する 基本的な知識の向上のため、よくある消費者トラブルの手口や対処方法についての講座、さらに、高齢 者等を見守る支援者・団体等に対して、消費者被害の未然防止・早期発見につながる手法等について の講座を実施しております。

また、若年者に対しては、市立中学校の3年生を対象に若年者自らが消費者問題を身近な問題であると認識し、消費活動に関する基礎的知識を身につけ、消費者被害を未然に防ぐことのできる「自立した消費者」となることを目的として啓発冊子を配付するとともに、学校へ無料で講師を派遣して、若年者向けの教育講座を実施しております。

要請にある「消費者の倫理的な行動の促進」については、「自立した消費者」の行動にも通ずること から、消費者庁や他都市の動向等も注視しながら、引き続き「自立した消費者」の育成をめざした啓発 活動や消費者教育に取り組んでまいりたいと考えております。

担当

市民局 消費者センター 電話:06-6614-7522

番

号

5. (4)

高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊 詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行う こと。

項

一方で、SNS などを利用した、いわゆる「闇バイト」といった事件では、知識がない事を利用され、 意図せず重大犯罪の加害者となってしまう事案も発生している。若年層を中心に強く注意喚起を行 うこと。

これらの周知にあたっては、この間、ホームページや SNS など、幅広い広報媒体を活用して周知がはかられているが、若年層については、SNS などを活用したプッシュ型の啓発について検討を行うこと。また、高齢者については、従来型のチラシ・ポスターなどでの周知について充実をはかること。

## (回答)

本市では、特殊詐欺被害の防止のため、広報紙やホームページ、SNS 等を活用した情報提供・注意 喚起に加え、区役所等におけるポスターの掲示やチラシの配架を行うとともに、市内の商業施設の協力 を得て、デジタルサイネージによる啓発活動を実施しております。

さらに、65 歳以上の高齢者の方を対象に、固定電話に設置することで電話着信時に警告アナウンス が流れ、通話内容を録音する自動通話録音機を無償で貸与しています。

今後も引き続き、さまざまな機会をとらえ、特に被害者となりやすい高齢者や意図せず加害者となってしまう可能性のある若年層に対する注意喚起など、特殊詐欺対策の啓発活動に努めてまいります。

担当

市民局 区政支援室 地域安全担当 電話:06-6208-7317

5. (5)

「大阪市地球温暖化対策実行計画 [区域施策編] (改定計画)」がめざす「2050 ゼロカーボンおおさか」に向けて、市民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

項目

とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。

#### (回答)

本市では、2050 年の「ゼロカーボン おおさか」の実現に向け、地球温暖化対策の取組を一層強化するため、令和 4 年 10 月に、2030 年度の温室効果ガス排出削減目標を 2013 年度比 50%削減とした、「大阪市地球温暖化対策実行計画[区域施策編](改定計画)」を策定しています。

目標の達成に向けては、市域の温室効果ガス排出量の約50%を占める家庭部門及び業務部門における取組が重要であり、市民・事業者の皆さんには、温暖化問題を自分事として捉え、具体的な行動に移していただくことが必要です。そのため、本市では、人間活動が地球環境にどれだけの負荷を与えているのかを示す指標の一つである「エコロジカル・フットプリント」を用いた本市の温室効果ガス排出状況に関する研究の結果を踏まえ、排出量削減に向けた脱炭素アクション取組例を掲載したリーフレットを作成しており、本市ホームページで公開するとともに、本市施設での配架や環境学習講座・イベント等での配布を行っています。引き続き、様々な機会を活用して周知・啓発に努めてまいります。

市域における温室効果ガス排出状況等の実行計画の進捗状況につきましては、毎年度発行している「大阪市環境白書」において公表しています。また、市民・事業者の皆さんの取組への支援として、大阪府・大阪市が共同で設置する「おおさかスマートエネルギーセンター」で、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーの推進に向け、「太陽光パネル及び蓄電池の共同購入支援事業」等の様々な取組を実施しています。今後もホームページ等を活用し、支援事業の周知に努めてまいります。

需要側の行動を促す意識喚起としては、講座やイベントを通した環境学習の推進に取り組んでいます。市民・事業者の意識改革や行動変容を促進するため、環境活動推進施設「なにわ ECO スクエア」では AR(拡張現実)技術等を活用した気候変動や生物多様性に関する体験型環境学習コンテンツを常設するほか、小中学校への出前授業等で活用しています。また、修学旅行等を対象にサステナブルな「脱炭素化ツアー」で 2025 年大阪・関西万博(日本国際博覧会)を楽しんでいただく取組を進めています。

担当

環境局 環境施策部 環境施策課 電話:06-6630-3217

5. (6)

項目

2021年3月に策定された「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギー導入促進などに取り組むこと。具体的には、調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

また、「再エネ 100 宣言 RE Action」アンバサダーとして、啓発や企業向けの啓発などを行うこと。

#### (回答)

本市では、「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー効率の向上、レジリエンスと電力需給調整力の強化、エネルギー関連産業の振興とあらゆる分野の企業の持続的成長について、各種取組を実施しています。

具体的には、大阪府と共同設置している「おおさかスマートエネルギーセンター」において、市民や事業者の再生可能エネルギーや省エネ設備導入等の支援を行っております。

例えば、再生可能エネルギーの導入促進について、市民・事業者がスケールメリットを活かすことで市場価格より安く、また安心に太陽光パネルや蓄電池の導入ができる共同購入支援事業等を行っています。

また、「再エネ 100 宣言 RE Action」アンバサダーとしては、再エネ電力調達マッチング事業の実施や本市環境イベントにおける啓発等により、市内事業者の再生可能エネルギー100%電力への切り替えを後押しています。

5. (7)

項目

繁華街の近接エリアなどで害鳥獣(カラス・ネズミ等)による不快な状況が散見されている。病害 虫の媒介の恐れもあり、生活環境への悪影響が懸念されている。

また、ハトなどへの餌やりに起因するトラブルや、鶴見緑地でのアライグマ、河川でのヌートリアの 繁殖なども確認されており、生態系への深刻な影響も懸念される。市民への啓発を行うとともに実 効性のある対策に取り組むこと。

#### (回答)

カラスは繁殖時期である春から初夏にかけて、巣に近づく人に対し威嚇行動を取ることがあるため、カラスの習性や被害防止対策の詳細をホームページにおいて紹介するとともに、啓発ポスターを作成し、区役所や教育機関において掲示を依頼しています。また、繁華街で発生する生ごみはカラスの餌となるため、飲食店等事業者の衛生管理の一環として、営業許可証交付時に、飲食店等事業者に対し啓発リーフレットを配布し、生ごみの適切な管理を促しています。

ネズミについては、12 月から2月をネズミ防除強調期間とし、ネズミの習性や対策等の詳細をホームページにおいて紹介し、市民等への啓発を行うとともに、区役所において捕そかごの貸し出しを行っています。また、飲食店等事業者に対して衛生教育を行い、環境整備や防除実践の推進を図っております。

さらに、1月から2月にかけて駅、商店街、店舗等に隣接するグリーンベルト、植え込み等におけるネズミの生息状況調査を実施しており、生息が確認された発生源については、その管理者等に対し防除指導を実施しています。

担当

健康局 健康推進部 生活衛生課 電話:06-6208-9996

5.(7)

項目

繁華街の近接エリアなどで害鳥獣(カラス・ネズミ等)による不快な状況が散見されている。病害 虫の媒介の恐れもあり、生活環境への悪影響が懸念されている。

また、ハトなどへの餌やりに起因するトラブルや、<u>鶴見緑地でのアライグマ、河川でのヌートリアの</u> 繁殖なども確認されており、生態系への深刻な影響も懸念される。市民への啓発を行うとともに実 効性のある対策に取り組むこと。

### (回答)(下線部について回答)

外来生物対策については、特定外来生物法上、「国が外来生物による生態系等に係る被害の防止に 関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有しており、また都道府県は、定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講じることされ、市町村は、都道府県の施策に準じて、定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるもの」とされており、大阪市域内においてもその役割分担に基づき、国や府と連携して取組を進めております。

アライグマやヌートリアは外来生物のうち「特定外来生物」に指定されており、土地管理者等に、生態系等に係る被害を防止のための必要な措置を講ずるよう依頼しております。

また、大阪市内の在来種を保全する上で懸念される外来生物の侵入・拡散を防止するため、行政、環境NGO/NPO、民間事業者などが連携して、飼っているペットを野外に捨てないなど市民が普段の生活の中で実施できる行動や外来種被害予防三原則など、外来生物に関する正しい知識の普及に取り組んでいます。

家庭から排出されるごみへのからす被害への対策については、①からすのえさとなる生ごみや残飯を減らす。②ネットなどを使用し、からすからごみを遮断する。(ネットをかぶせるだけではからすが隙間からごみを引き出し、荒らされてしまうこともあるため、ごみ全体を巻き込むようにネットをかける。)③からすから生ごみなどを見えないようにしてごみを出す。(新聞紙や紙袋などで包んでから中身の見える袋に入れて出す。)④からすに狙われる時間を少なくするため、前夜からごみを出さないことをホームページなどを通じて市民の皆様にお願いしているところです。

また、ごみの収集時間帯(概ね2時間)をホームページやごみ分別推進アプリ「さんあ~る」でお知らせ し、可能であれば、からすによる被害が軽減できるよう、できる限り目安となる収集時間帯の直前にごみを お出しいただくようお願いしています。

ごみの出し方が悪く、からすなどにごみが荒らされ散乱しているなどの苦情が寄せられた場合は、地域を担当する環境事業センター職員が現地確認のうえ、必要に応じて啓発を行うなどの対応を行っています。引き続き効果的な周知啓発に努めてまいります。

担当

環境局 環境施策部 環境施策課 電話:06-6630-3467 環境局 事業部 事業管理課 電話:06-6630-3226

6. (1)

項

目

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持 管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について 検討すること。

加えて、バス停についてもバリアフリー対応となるよう、さらに整備を進めること。

一方、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、行政・民間・地域の協働による「社会全体で支えていく仕組み」の取り組みの推進に向け、啓発を進めること。

## (回答)(下線部について回答)

本市では、高齢者や障がい者等の移動の円滑化とひとにやさしいまちづくりの促進を図るため、駅入口から各ホームまでの段差解消された移動経路が確保されていない駅舎や、出入口が複数ある駅舎において、バリアフリールートが1つであることにより障がい者等の移動が長時間、長距離となっている駅舎を対象として、エレベーター等の新規導入を促進するため鉄道事業者に補助を行っております。

また、障がいのある人が住みやすい環境づくりのため、「大阪市障がい者支援計画」に基づき、生活環境の整備や移動手段の確保など、「ひとにやさしいまちづくり」の推進に努めてまいります。

担当

福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8072

6.(2)

項目

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、税減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

また、可動式ホーム柵等の整備個所については、基本的には事業者が設置個所の検討を行うものではあるが、視覚障がい者の転落事故が多発しているとの報道などもあり、行政としても事業者との協働による優先整備などの取り組みについても検討すること。

#### (回答)(下線部について回答)

Osaka Metro を除く民間鉄道事業者の可動式ホーム柵等設置について回答いたします。

本市では、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がい者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保することを目的として、平成22年に鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵等の整備に対する補助制度を創設し、整備促進に努めてきたところです。

国が令和2年12月に改正した「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの可動式ホーム柵等整備の加速化をめざすと示されたことを受け、本市においても令和3年4月に、1日あたりの利用者が10万人以上の駅のみならず、10万人未満の駅についても補助対象とする制度改正を行っており、転落及び接触事故の発生状況、駅やホームの構造及び利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案して特に優先度が高いプラットホームでの可動式ホーム柵等整備についても補助対象としているところです。

なお、設置後の補修については、鉄道事業者の責務として行われるものと認識しております。

令和3年12月には、国において、更なる鉄道駅バリアフリー化の加速をめざし、バリアフリー化により受益する全ての利用者に薄く広く負担を求める鉄道駅バリアフリー料金制度が創設され、令和5年4月より各鉄道事業者が活用しています。

この料金制度では、バリアフリー設備の設置費や維持管理費等が対象となるため、本市としては、鉄道事業者の負担が軽減されることで可動式ホーム柵の整備が進むとともに、維持管理が適切に行われ、鉄道利用者の安全性向上が期待されるものと認識しております。

一方で、料金制度を活用しない鉄道事業者に対しては、可動式ホーム柵整備が進展しない事態とならないよう、本市では引き続き、国や大阪府と連携して補助金を交付し、鉄道事業者による可動式ホーム柵整備の取組みを支援していく必要があると考えております。

可動式ホーム柵等の整備個所は、鉄道事業者にて検討されるものであり、本市としては引き続き、鉄道事業者に対して可動式ホーム柵等の整備の働きかけを行ってまいります。

担当計画

計画調整局 計画部 交通政策課 電話:06-6208-7867

番		( - )
号	6.	(3)

項目

運送事業者の長時間労働解消、交通渋滞緩和のため、<u>集配や荷捌きのための貨物車専用駐車</u> スペースの設置を進めること。また、道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、大阪府や関連事業者と提携し具体策を推進すること。

## (回答)(下線部について回答)

駐車の場所は、周辺の道路状況等によりやむを得ない場合を除き、その目的となる建築物の敷地内で確保することを基本と考えて昭和 39 年に附置義務台数の算定方法などを規定した「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を定めています。

荷さばきについては、平成 16 年に同条例の改正を行い、荷捌き駐車施設を附置するときには、その台数を2倍(ただし5台まで、換算後で 10 台を上限)に換算して附置義務台数に算入できるようにし、荷捌き場の整備促進を図っています。

計画調整局 計画部 都市計画課(施設担当) 電話:06-6208-7872

番

묽

6.(4)

電動自転車や電動キックボードなどの新たなモビリティの活用が進み、それらの運転マナーの問題が指摘されている。これらによる交通ルールの無視は、歩行者に対し脅威である。事故防止のため、自転車専用レーンの整備を進めるとともに、運転者への取締り強化や、購入時講習の実施など、法令遵守・マナー向上に向けて周知・徹底を図ること。

項目

加えて、レンタル事業者等に対する指導も強化し、インバウンドによる外国人も含め、利用者への 交通ルール・マナーの理解促進を徹底すること。

また、2023 年 4 月以降、自転車の運転の際にヘルメットの着用が努力義務とされたことから、普及促進のためのヘルメット購入費用の補助制度の創設を検討すること。

## (回答)

自転車の安全利用に関する取組については、大阪府、大阪府警察、大阪市、堺市等で構成する大阪府交通対策協議会において、毎年「大阪府交通安全実施計画」を策定し、府下全域で、府、警察、各市町村、学校等の関係機関がそれぞれの立場で実施しております。また、同協議会では、11 月を「自転車マナーアップ強化月間」と位置づけ、啓発ポスターの掲示やリーフレットの配布、キャンペーンの開催などの取組を行っているところです。

また、電動キックボードについては、昨年7月、運転免許証がなくても乗車できる「特定小型原動機付 自転車」に対する法整備がされ、法規に基づく取締りは警察の所管となりますが、本市としましては、交 通ルール遵守やマナー向上のための交通安全教育、啓発活動に取り組んでおり、区役所や警察署、関 係団体等で構成された「交通事故をなくす運動推進本部」を各区に設置し、交通安全教室、街頭啓発 活動など、市民協働による交通安全運動を実施しているところです。

さらに、自転車乗車中の交通事故による被害を軽減させるために、乗車用ヘルメットの着用は有効ですので、普及促進に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

担当

市民局 区政支援室 地域安全担当 電話:06-6208-7317

6. (4)

電動自転車や電動キックボードなどの新たなモビリティの活用が進み、それらの運転マナーの問題が指摘されている。これらによる交通ルールの無視は、歩行者に対し脅威である。事故防止のため、自転車専用レーンの整備を進めるとともに、運転者への取締り強化や、購入時講習の実施など、法令遵守・マナー向上に向けて周知・徹底を図ること。

項

加えて、レンタル事業者等に対する指導も強化し、インバウンドによる外国人も含め、利用者への交通ルール・マナーの理解促進を徹底すること。

また、2023 年 4 月以降、自転車の運転の際にヘルメットの着用が努力義務とされたことから、普及促進のためのヘルメット購入費用の補助制度の創設を検討すること。

#### (回答)(下線部について回答)

本市の自転車通行環境整備は、「歩行者の安全確保を第一に、自転車の安全性・快適性を確保すること」等を目的に、まずは、周辺部より事故発生頻度の高い市内中心部(北区・福島区・西区・中央区・浪速区・天王寺区)の幹線道路において、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を選定し、緊急対策として、青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示を連続的に設置する整備を実施しております。

自転車通行空間の整備にあたり、歩行者・自転車・自動車を物理的に分離するには、十分な道路幅員が必要となることから、道路幅員に余裕のある路線や、車線数の減少可能な路線につきましては、交通管理者と協議のうえ、自転車専用通行帯での整備を実施していきます。なお、令和5年度には西区の一部区間において自転車専用通行帯を整備しています。

今後も、安全な自転車通行空間の確保に努めてまいります。

担当

建設局 道路河川部 道路課(交通安全施策担当) 電話:06-6615-7699

番 6. (5)

保育中の子ども・保育士や通学中の児童が巻き込まれる事故が多発している。そうした事故を防止するため、改めて、危険個所がないか総点検を実施するとともに、保育施設等の周辺道路への安全確保対策を行うこと。

項目

また、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている 箇所が散見されることから、必要なメンテナンスを行うこと。

また、運転手への周知のため、交通安全週間などの期間を活用したキャンペーン等を実施すること。

## (回答)(下線部について回答)

大阪市では、令和元年5月に大津市において、散歩中の園児らが死傷した交通事故を受け、国からの通知により、未就学児の移動経路における緊急安全点検を実施し、対策が必要な箇所には交通管理者及び道路管理者により対策を講じる等、安全安心な子育て環境の整備の取組みを進めています。

担当

こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 指導監査グループ 電話:06-6361-0751

6. (5)

項目

保育中の子ども・保育士や通学中の児童が巻き込まれる事故が多発している。そうした事故を防止するため、改めて、危険箇所がないか総点検を実施するとともに、保育施設等の周辺道路への安全確保対策を行うこと。

また、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所が散見されることから、必要なメンテナンスを行うこと。

また、運転手への周知のため、交通安全週間などの期間を活用したキャンペーン等を実施すること。

## (回答)

道路管理者(建設局)では、保育施設等の関係者からの相談や要望に際して、現場を調査したうえで、区画線の設置、横断防止柵の設置、車止めの設置などの実施可能な交通安全対策を進めるとともに、既設の交通安全施設(ガードレール、区画線 など)の良好な維持管理に努めています。なお、横断歩道や信号などの交通の規制及び指示に関するものについては、交通管理者が所管しておりますので、情報共有を行うなど連携して引き続き取り組んでまいります。

担当

 建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話:06-6615-6862

 建設局 道路河川部 道路課 道路維持担当 電話:06-6615-6801

6. (6)

「南海・ラフ地震」のリスクが高まっているなか、共助・自助の視点から、市民が具体がな災害対策に取り組むよう、積極的・総帯がな啓発活動を実施すること。

災害発生時の情報提供ソールとして、ホームページを見やすくわかりやすい様に工夫を行い、精度の高い情報収集に基づくプッシュ型の情報伝達体制を構築すること。

項目

災害時こおける避難所こついて、災害用いしなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空間設備などの環境整備や 災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。

また、発災時を想定した避難行動、地域主民や事業者とも連携した訓練を行うこと。

また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化を行うこと。

地域防災の担い手となる、「防災士」の取得促進の広報や、各種研修を充実させること。特に「女性 防災士」の取得の促進をはかること。

# (回答)(下線部について回答)

本市では、日頃の備えから災害発生時の行動などを掲載した「市民防災マニュアル」を 作成し、区役所や市役所等で配布及びホームページで公開しています。また、各区の広報誌における区 防災マップの掲載や各種イベントでの防災啓発の実施など、継続して広報、啓発を行っております。

また、洪水や津波等の水害による浸水想定や津波避難ビルや災害時避難所等の位置を掲載した「水害ハザードマップ」を作成し、区役所や市役所等で配布及びホームページで公開しています。「マップナビおおさか」や「大阪防災アプリ」でも「水害ハザードマップ」と同様の情報を掲載しており、住所を入力することで、近隣の津波避難ビルや災害時避難所等をご確認いただくことができます。

ホームページに関しては、より見やすくわかりやすいホームページを目指し、災害情報の入手方法や地震・台風など災害ごとに項目をわけるなどの改善をおこないました。

災害発生時は、市ホームページにアクセスが集中することから、災害時トップページ(軽量版)に切替え、 必要な情報が入手できるよう取り組んでいます。

また、災害対策本部から各所属で収集した情報に基づき、危機管理室 X や市公式 LINE、大阪防災アプリなどを通じて、プッシュ型で発信していきます。

災害時における避難所について、災害用トイレなどの備蓄に関しては、「大阪市地域防災計画」に基づき、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」を定め、市域において最大の被害が見込まれる南海トラフ巨大地震の際に必要な救援物資を備蓄しております。

訓練につきましては、防災の専門家の助言に基づき、地域の防災力の程度に沿った訓練を実施したりマンションでの防災訓練の実施を支援したりするなど、各区において地域の実情に応じた取組を行っております。

猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等の要配慮者の二次被害 を防止するセーフティネットの観点から避難所生活の環境確保を図るため、そして、平時での教育現場に おける熱中症対策という観点においても効果的であることから、令和2年度から令和4年度までの間に、 災害時避難所に指定されている全127市立中学校の体育館への空調機設置工事を完了しました。

なお、本年1月の能登半島地震を踏まえ、避難所となる小学校の体育館への空調機整備に向けた取り 組みを、現在教育委員会事務局において実施しているところです。

避難行動要支援者名簿につきましては、本市保有の要配慮者情報に基づきあらかじめ作成しており、年 1回以上更新しています。本人同意を得て自主防災組織等へ提供し、災害時には当該名簿等により避難 支援を行うこととしております。

防災士につきましては、大阪公立大学で実施している「防災士養成講座」への協力及びホームページで の広報を実施し当該講座への受講を促すなどの取り組みを引き続き行ってまいります。

避難所運営に女性の視点を取り入れることは、非常に重要であり、より多くの女性に日ごろから防災に関心を持っていただき、避難所運営に参加をしていただくことが必要であることから、幅広い世代の女性が地域防災に関心を持ち、参画いただくことをめざした取り組みを引き続き進めてまいります。

担当

危機管理室 危機管理課 電話:06-6208-7380 • 7384 • 7378 • 9793

6. (6)

「南海トラフ地震」のリスクが高まっているなか、共助・自助の視点から、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。

災害発生時の情報提供ツールとして、ホームページを見やすくわかりやすい様に工夫を行い、精 度の高い情報収集に基づくプッシュ型の情報伝達体制を構築すること。

# 項目

災害時における避難所について、災害用トイレなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空調設備などの環境整備や災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。

また、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した訓練を行うこと。

また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化を行うこと。

地域防災の担い手となる、「防災士」の取得促進の広報や、各種研修を充実させること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかること。

## (回答)(下線部について回答)

大阪市におけるマンホールトイレは、大阪市地域防災計画に基づき、広域避難場所に順次整備しております。

市内の広域避難場所34箇所のうち、現在33箇所で整備が完了しており、市内全体に合計1,670基のマンホールトイレが整備されております。

担当

建設局 下水道部 調整課 電話:06-6615-7590

#### 6.(6)

「南海トラフ地震」のリスクが高まっているなか、共助・自助の視点から、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。

災害発生時の情報提供ツールとして、ホームページを見やすくわかりやすい様に工夫を行い、精 度の高い情報収集に基づくプッシュ型の情報伝達体制を構築すること。

# 項目

災害時における避難所について、災害用トイレなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空調設備などの環境整備や災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。

また、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した訓練を行うこと。

また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化を行うこと。

地域防災の担い手となる、「防災士」の取得促進の広報や、各種研修を充実させること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかること。

## (回答)

環境局では、災害時において、障がいのある方や高齢者でも容易に使用できる組立式のトイレ(洋式タイプ)を、全ての避難所に設置できるよう 611 基保有しております。

また、民間事業者4社と災害時の仮設トイレ設置協力に関する協定を結び、大規模災害時にトイレの不 足等のないよう対応を行っております。

担当

環境局 事業部 事業管理課 電話:06-6630-3238

6.(7)

項目

「南海トラフ地震」のリスクが高まっているなか、大阪市役所においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員の比率が高まっており、改めて、緊急時に十分な初動対応がとれるよう人員体制を確保すること。

また、震災発生においては、少なくとも 24 行政区においては、「直近参集」が有効に機能するよう対策を講じること。

加えて、企業との合同防災訓練や、一時滞在施設の設置や防災物品の備蓄などを要請するなど、大規模災害時への対応・対策を強化すること。

## (回答)

本市では、大規模災害発生時には限られた人員で初期初動を含めた災害対応が行えるように、大阪 市業務継続計画において非常時優先業務を定めて体制を構築し、随時、内容の精査に努めて、計画の 見直し及び修正を行っております。また、災害発生時に円滑に応援措置を受けられるよう、近隣都市を 含む21大都市と災害時相互応援に関する協定を締結しています。

直近参集制度については、災害発生時に有効に機能するよう、年間を通じて研修及び訓練を実施しております。

大規模災害時の帰宅困難者対策として、とくに利用者の多い主要ターミナル駅において、駅周辺の 企業や団体、学校等の事業所の方々で構成する、帰宅困難者対策協議会を組織しており、同協議会の 取り組みとして、「一斉帰宅抑制」等をテーマとした帰宅困難者対策訓練を実施しています。

また、帰宅困難者のうち、行き場がなく屋外滞留者となった旅行者等の来訪者を受け入れる一時滞在施設の確保の取り組みをも進めており、協定の締結を頂いた一時滞在施設への災害備蓄物資の配備も併せて進めています。

担当

危機管理室 危機管理課 電話:06-6208-7378·9808·8841

6.(8)①

項目

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のため の斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険 度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。

また、大阪市内といえども地域ごとで実態は様々であり、地域の状況に合わせたきめ細かいサポートが必要なので、区の防災担当の機能強化を行うこと。

### (回答)(下線部について回答)

本市は、低平地に広がる水害に弱い地形であり、上町台地を境に、東側の寝屋川流域における洪水 対策と、西側の西大阪地域における津波・高潮対策に取り組んできました。

寝屋川流域では、府及び本市を含む流域市が連携し、平成26年度「寝屋川流域水害対策計画」を策定し、河川や下水道の整備を進めると共に流域における保水・遊水機能を人工的に取り戻そうという考え方に基づき総合治水対策を進めています。

西大阪地域では、過去の高潮被害をきっかけとして、既に堤防の嵩上げや水門が整備されており、地震・津波対策についても堤防や水門の耐震・液状化対策を進めています。

維持管理については、令和3年度に更新した「河川管理施設維持管理計画(個別施設計画)」に基づき、日常点検や定期点検、河川管理者と水防管理者で実施する水防踏査の結果を踏まえて、河川施設の機能低下が生じないように、河道の浚渫、除草、損傷個所の補修や更新などを実施し、河川施設の適切な機能保持を行っています。

担当

建設局 道路河川部 河川課 電話:06-6615-6837

6.(8)①

項目

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、<u>場防</u>決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。

また、大阪市内といえども地域ごとで実態は様々であり、地域の状況に合わせたきめ細かいサポートが必要なことから、区の防災担当の機能強化を行うこと。

## (回答)(下線部について回答)

本市では、国土交通省港湾局の「海岸保全施設維持管理マニュアル」(平成 26 年3月)等に基づき、 堤防・護岸等の点検診断を実施し、著しく性能が低下した箇所については国に報告を行うとともに、市民 の安全・安心の確保の観点から、施設の補修を計画的に行うなど予防保全に努めています。

また、日常点検については、本市職員が定期的に巡視点検を行い、軽微な破損等を発見した場合は直ちに補修を行っています。

担当

大阪港湾局 計画整備部 海務課(防災保安) 電話:06-6572-2691

番号	6.(8)①
項目	予測不可能な風水害が頻繁に起こり、想定以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、場防 決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防 止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。 また、大阪市内といえども地域ごとで実態は様々であり、地域の状況に合わせたきめ細かいサポートが必要なこと から、区の防災担当の機能倒化を行うこと。
各	答)(下線部について回答)  を)(下線部について回答)  ・区の防災担当の機能強化につきましては、防災担当者連絡会や庁内ポータルにおいて、各区の防  こ関する取り組みや課題等を情報共有する場を設けるなど、引き続き更なる機能強化を図ってまいり
ます	***

危機管理室 危機管理課 電話:06-6208-7380

担当

番

号

6. (8) ②

<u>必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災</u> 意識が高まるよう継続した情報提供に取り組むこと。

項目

<u>また、安全確保の観点から、大規模災害発生時に市民が適正な行動をとれるよう、事業活動を休</u>止する基準や仕組みの周知・理解促進を図ること。

とりわけ、休校などの事業活動の休止を発令する場合、現場が混乱を来すような情報発信は、市 民生活に大きな影響を与えることから厳に慎むこと。

#### (回答)(下線部について回答)

本市では、水防法等に基づき、水害ハザードマップを作成し、市民に対し浸水想定結果や水害時の 対応として知っていただきたい内容を啓発周知しています。

また、平成 27 年7月の水防法改正を受け、国や大阪府等において、各々が管理する河川等の施設の 浸水想定の見直しが進められるとともに、令和2年8月には大阪府により高潮に関する浸水想定区域が 新たに指定・公表されたことから水害ハザードマップを更新し、令和3年8月末までに全戸配布を行いま した。

令和元年度に、大阪府では、広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事等の日常生活の状態(モード)から災害時の状態(モード)への意識の切り替えを呼びかける、「災害モード宣言」を導入し、制度に関するチラシを作成しております。大阪市においても、ホームページを作成する等、市民周知を進めております。

なお、大阪府が災害モードを宣言した場合、本市は災害対応に係る広報内容とあわせて、大阪府から 出された「災害モード宣言」の内容を市民の方々にお伝えします。

担当

危機管理室 危機管理課 電話:06-6208-7384

묽

6. (9)

大阪市では、今後の人口減少や高齢化の進展などにより地域交通をめぐる環境の変化を見据 え、民間事業者による新たな技術を活用した「AI オンデマンド交通」=「オンデマンドバス」の社会 実験が取り組まれてきた。

今年度以降も、運行の継続や、社会実験の延長が決まり、生野区・平野区と北区・福島区のそれ 項ーぞれのエリアで市民に利用されている。

これまでの運行実績を検証するとともに、地域のニーズをふまえ、エリア拡大などのサービスの充 実について検討すること。

また、一部で運行がスタートした「ライドシェア」については、既存のタクシー事業と同様に、公共 交通で保障されている利用者の安心・安全、ドライバーの安全確保、車両管理責任を十分確保す ること。

## (回答)(下線部について回答)

本市におけるAI オンデマンド交通の運行実績については、大阪市地域公共交通会議で事業者より 報告されており、運行エリアの拡大については、民間事業者の動向を見ながら検討してまいります。 (参考)大阪市地域公共交通会議ホームページ URL

https://www.city.osaka.lg.jp/toshikotsu/page/0000519793.html

※「大阪市地域公共交通会議開催状況」参照

担当

都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話:06 6208 8895

番 묽

6. (9)

大阪市では、今後の人口減少や高齢化の進展などにより地域交通をめぐる環境の変化を見据 え、民間事業者による新たな技術を活用した「AI オンデマンド交通」=「オンデマンドバス」の社会 実験が取り組まれてきた。

今年度以降も、運行の継続や、社会実験の延長が決まり、生野区・平野区と北区・福島区のそれ 項「ぞれのエリアで市民に利用されている。

これまでの運行実績を検証するとともに、地域のニーズをふまえ、エリア拡大などのサービスの充 実について検討すること。

また、一部で運行がスタートした「ライドシェア」については、既存のタクシー事業と同様に、公共 交通で保障されている利用者の安心・安全、ドライバーの安全確保、車両管理責任を十分確保す ること。

## (回答)(下線部について回答)

自家用車活用事業の制度(いわゆる日本版ライドシェア)では、安全・安心を前提に、タクシー会社が 運行主体となってドライバーの教育や車両整備などの安全対策を実施することが義務付けられていま

引き続き、将来に渡って府民・市民の安全・安心な移動の自由を確保できるよう、取り組んでまいりま す。

6. (10)

項目

<u>持続可能な上・下水道事業の実現に向け、専門性を有する人材の確保・育成、技術継承</u>のため、さらには水道の基盤強化のため、労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

引き続き、安全・安心な飲料水の供給が必要であり、施設の老朽化に伴う漏水等の問題などについて計画的な設備更新が求められる。水道の基盤強化のための施策「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」【改訂版】についての市民周知に努めること。

### (回答)

専門性を有する人材の確保については、業務の見直しを着実に進めるとともに、ベテラン職員から中堅・若手職員への円滑な技術継承が行えるよう職員の年齢構成をふまえながら、事業推進に必要な職員数を確保できるよう取り組んでいます。

また、水道技術に不可欠な知識・実技を継承する取組みとして、体験型研修施設における職員 のスキルレベルに合わせた技術研修を実施しているほか、ベテラン職員が持つスキルやノウハウな どを見える化をすることによりナレッジ・データとし、これらを効果的・効率的に継承できるようにする 取組みを進めています。

職員が水道に関係する「自発的な調査研究」や「資格取得に向けた自己研鑽」を奨励・支援する取組みなども実施しており、これらの取組みを通じて、職員のモチベーションと能力を一層向上させることで、将来の水道事業を担う人材を育成しているところです。

さらに、事業の継続と組織の更なる発展のためには、職員一人ひとりが水道事業者としての使命感を持ち、働きがいを感じつつ、仕事と生活のバランスの取れた調和が可能となるような風通しの良い職場環境づくりが大切であるため、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進などにより労働環境の改善に取り組みます。

担当

水道局 総務部 職員課

電話:06-6616-5421

6. (10)

項目

持続可能な上・下水道事業の実現に向け、専門性を有する人材の確保・育成、技術継承のため、さらには水道の基盤強化のため、労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

引き続き、安全・安心な飲料水の供給が必要であり、施設の老朽化に伴う漏水等の問題などについて計画的な設備更新が求められる。水道の基盤強化のための施策「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」【改訂版】についての市民周知に努めること。

### (回答)

「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」(平成30年3月策定、令和4年3月改訂)では、「お客さまに安全で良質な水を安定的に、より安い公正な料金でお届けする」を経営の基本理念の1つとし、経営の基本方針として5つの基本方針を掲げ、基本方針に基づく施策を実施しています。なかでも、基本方針1では、「安全で強靭な水道」をテーマとし、取・浄・配水施設の経年施設の南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震震災対策に取り組んでいるところです。

この経営戦略は、策定時と改訂時に、施策等について地域住民の方などに広く意見を頂くために、ホームページや区民だよりへの掲載、各区役所、サービスステーションへの配架等において、広く周知したうえで、パブリック・コメントを実施しており、策定した改訂版について、ホームページにおいて公表しています。

令和6年 10 月には、経営戦略改訂後の取組の進捗状況、この間の取組の進捗や環境変化を踏まえ、 経営戦略の一部の見直しを行い、これらの内容を公表しました。

また、これまでも、料金の仕組みや経営状況などについてお客さまに知っていただき理解を深めていただくため、区民まつりでのチラシの配布や、ホームページに「わかりやすい水道事業の経営」ページを掲載するなど情報発信の取組を引き続き行っています。

今後も水道局の施策や経営状況等について、上記の取組を継続して実施し広く地域住民 の方々に発信していくよう努めていきます。

担当

水道局 総務部 企画課 電話:06-6616-5410

6. (11)

項目

昨年12月、国において「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されたことをうけて、大阪市においても2024年度を始期とする「大阪市未来都市創生総合戦略」が策定された。新しい「未来都市創生総合戦略」では、「エリア別のまちづくりの方向性」示されているが、「大阪のまちづくりグランドデザイン」や「都市再生緊急整備地域」に位置付けられているエリアについて、それぞれ取り組まれている施策が示されただけで、いわゆる「大阪市」全体を俯瞰した「都市計画」とは言い難い。

大阪市としての住民目線からの街づくりの「都市計画」の「マスタープラン」を早急に定めること。 また、プランの策定に当たっては、住民をはじめとした多様なステークホルダーによる連携・協働 による、魅力あるまちづくり計画となるようにすること。

#### (回答)(下線部について回答)

本市では、本市全域を対象に、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的観点から都市計画の基本的な方向性を示す「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(いわゆる「都市計画区域マスタープラン」)」を2020年10月に改定しております。

その改定にあたりましては、素案の段階でパブリック・コメントを実施し、有益な意見については必要な反映を行うとともに、都市計画法に基づき、案の縦覧を経て、都市計画審議会に諮ったうえで改定しております。

また、本方針では、「国際競争に打ち勝つ強い都市の形成」や「多様な魅力と風格ある都市の創造」など、魅力あるまちづくりに向けた目標を掲げるとともに、その実現にあたっては、住民をはじめとした多様な主体との連携・協働による都市づくりを推進することとしております。

担当

計画調整局 計画部 都市計画課(地域担当) 電話:06-6208-7882

番

6. (12)

号

·城東区: JR 学研都市線

•住吉区:南海高野線

鉄道路線は非常に重要な公共インフラであるが、地平を走る区間については、踏切による 交通渋滞の発生など、市民生活に影響も与えている。こうした状況を改善するには立体交差 事業の着実な進展が必要である。

項

現在、大阪市内においては東淀川区の淡路駅を中心に立体交差事業が行われているが、 私たちが市民を対象に行ったアンケートや意見交換会では、いまだ事業化されていない京橋 駅近傍の JR 学研都市線や、住吉区を走る南海高野線について立体交差事業を実現してほ しいとの要望が多く寄せられている。

大阪市としてこれらの区間の立体交差化に向けた昨年度から検討状況の進捗などについて 明らかにし、早急に事業化を行うこと。

## (回答)

連続立体交差事業を実施する場合、事業着手に至るまでに、国や鉄道事業者と協議・調整を行いながら、事業計画や事業効果等に関する調査・検討を行う必要があります。

京橋駅付近における JR 学研都市線の立体交差事業については、「JR 片町線・東西線連続立体 交差事業」として、平成 12 年度に国の着工準備採択を受け、調査・検討を進めておりましたが、本 市の厳しい財政状況等を踏まえ、平成 26 年度に建設事業評価有識者会議の審議を経て、現在、事業を休止しているところです。

一方、現在、京橋駅周辺における民間開発やまちづくりの機運が高まってきており、本事業の実施により京橋駅周辺のまちづくりにも大きく寄与することが想定されることから、現在、事業再開に向けて調査・検討を進めているところであり、令和5年度においては、鉄道線形や施工手順等に関する検討を行っております。

また、住吉区内における南海高野線の立体交差事業については、国の着工準備採択を受ける 必要がありますので、立体交差化にあたって支障となる施設や影響範囲の把握などについて調査・検討を進めているところであり、令和5年度においては、高架化する区間の検討を行うとともに、 既存の土質調査結果を用いた近接する上町断層帯との関係性把握や、幹線道路と交差する3つの踏切の実態調査を行いました。

JR 片町線・東西線や南海高野線も含め、鉄道の立体交差化の実施には、多額の事業費を要し、また事業期間も長期に渡ることから、現在取り組みを進めている立体交差事業の進捗状況を見極めつつ、継続して調査・検討を進めてまいります。

担当

建設局 道路河川部 街路課 鉄道交差担当 電話:06-6615-6762

6. (13)

・大阪・関西万博開催時の交通環境の機能確保について

2025 年大阪・関西万博の会場となる「夢洲(ゆめしま)」については、万博の開催期間中、約2800 万人の来場者を想定し、1 日あたりでは最大 28 万人の来場が見込まれている。万博開催に向け地下鉄延伸や周辺の橋の拡幅などが行われているが、それでも深刻な混雑や渋滞を引き起こすことが危惧されている。

会場に隣接してコンテナ物流の拠点もあり、渋滞などが発生すれば万博のみならず市民生活にも影響が生じる恐れがある。また、地下鉄についても来場者のピーク時には相当な混雑も予想されており、生活路線でもあるメトロ中央線において通期・通学といった一般利用客への影響も想定される。加えて、シャトルバスについても運転手の確保が困難な状況であるとも言われており、円滑な運航ができるのか疑問を呈さざるを得ない。ついては、大阪・関西万博に関わって、すべての来場者が、快適に入退場が可能となることに加え、市民生活への影響をきたすことのないよう、交通環境の機能整備を行うこと。

項

# 目 ・建設工事

大阪・関西万博の開幕が 2 年後に迫る中、建設資材の高騰や工事に従事する人材不足などにより建設計画に大幅な遅れが生じているといわれている。建設業界からは開幕に間に合わせるためには十分な工期を確保することが不可欠だとして、博覧会協会に対して工事に関する情報の開示とともに、パビリオンを建設する予定の外国政府に対しても速やかな発注などを求めている。

こうした状況への対応が求められているが、一部で報道されたような労働時間の上限の撤廃などによって、労働者に対して長時間労働を強いることで解決しようとすることは断じて容認できない。

また、会場建設費の総額も、高騰が続いており予算の増額が行われている。こうした経費は、国 と大阪府・市、経済界が3分の1ずつ負担する仕組みで、多額の公費投入が懸念されている。

万博関連事業に関しては、働く者のへのしわ寄せを行うことなく、あらゆるワークルールを順守すること。加えて、公費に関する予算増については最低限にとどめるとともに、市民に対して納得の行く説明を行うこと。

#### (回答)

・大阪・関西万博開催時の交通環境の機能確保について

万博開催に向け実施している地下鉄延伸や周辺の橋梁の拡幅などのインフラ整備に加えて、万博来場者の安全かつ円滑な来場を実現するため、博覧会協会が学識経験者や大阪府・市、国、警察などの行政機関を含む関係団体等による「2025年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会」を設置し、具体的な対策について各種検討を行っております。

この協議会が公表した来場者輸送具体方針では、原則、公共交通の利用を呼びかけるとともに、輸送力の拡大策として、地下鉄中央線と JR 桜島線の鉄道運行本数の増便等を実施する予定です。また、愛知万博で終盤期に来場者の集中がみられたことから、会期前半入場券の料金割引等のチケットコントロールを実施し、来場日のピークの平準化を図り、あわせて、会場への入場時間や駐車場の入庫時間に予約制度を採用するなど、来場時間のピークを平準化することで、万博開催期間中の鉄道や道路の混雑緩和をめざしています。

引き続き、来場者輸送対策協議会において議論を重ね、円滑な万博来場者輸送と都市活動の両立 に取り組んでまいります。

#### •建設工事

2024 年 4 月から建設業界でも適用される「時間外労働時間の上限規制」の取り組み、いわゆる「働き方改革」については、本市においても重要なものと考えています。一方、「働き方改革」は、労働基準法に関することであり、本市としては、今後の国の動きの推移を見守る必要があると考えております。

会場建設費については、博覧会協会から国、府市、経済界に対し、資材高騰による建設費の上振れなどを踏まえた必要額の精査結果が示されたことを受け、府市としても、想定を上回る物価上昇が主な理由であることや、一層厳格な執行管理とコスト管理縮減に努めることなどを確認できたことから、受け入れる方針を表明しており、引き続き、市民や議会に対し丁寧に説明してまいります。

担当

万博推進局 整備調整部 整備調整課

電話:06-6690-7751

6. (14)

項目

街路樹の伐採により、結果として都市の魅力が損なわれることを危惧しており、大阪市が緑の豊かな街となるよう、住民目線からの都市緑化に向けた方向性などが定められ、広く市民に対して周知されなくてはならない。

大阪市として良好な都市環境の実現のため、これまでにも増して都市緑化が進展するよう要請する。

### (回答)

本市では、昭和39年の緑化百年宣言以降、公園や道路の整備に合わせ、限られた空間を最大限活用して、積極的に植樹を進めるとともに、その維持保全に取り組んできました。しかし、長い年月をかけて生長した多くの樹木が大木化・老木化した結果、樹勢が衰え、強風等による倒木リスクが顕在化するとともに、街路樹では通行障害や見通しの阻害、公園樹では民有地への越境など、樹木の一部が市民生活に影響を与える状況となり、安全対策事業として短期集中的に撤去・更新を進めてきました。

安全対策事業では、市民生活の安全・安心に支障を来すおそれのある樹木を対象に撤去・更新を行っており、樹木の健全な生育を促す空間を確保しつつ、将来の生育を考慮した上で、可能な限り植え替えを行うこととしております。引き続き、市民の皆様に、本事業の必要性と実施内容を丁寧に説明しながら事業を進めてまいります。

また、本市では、万博開催にあたって、ホストシティとしてふさわしい街並みとなるよう、安全安心や美観向上に向け、会場へのアクセスルートや集客エリアにおいて、街路樹・公園樹の樹形を整える丁寧な剪定等の環境整備を進めているところです。

街路樹や公園樹は、都市の景観・快適性向上や環境保全に貢献するなど、都市の価値を高め、市民 生活を支える重要な都市インフラであることから、万博後も都市インフラとしての安全性を確保しつつ、樹木の持つ機能・効用を最大限に発揮できるよう、健全な保全育成に向けた検討を進めております。

担当

建設局 公園緑化部 緑化課 電話:06-6615-6891

番	6. (15)			
号	0. (13)			
項	大阪市内には市立の斎場が 5 か所あるが、必要とする住民が、長期間の待機を強いられることの			
目	無いよう、安定的な運営と、計画的な設備の更新などを行うこと。			
(回答)				
本市では、施設の老朽化と年々増加する火葬件数に対応するため、今後の市立斎場の中長期的な				
整備計画である「大阪市立斎場整備事業基本構想」を令和3年6月に策定しました。				
[]	「大阪市立斎場整備事業基本構想」に基づき、現在、大阪市立小林斎場(大正区)を稼働しながら現			
地建	地建替を進めており、火葬炉を現在の10基から14基へ増設し、令和10年からの供用開始を予定して			

います。また、その他の斎場についても順次整備を行っていく計画としています。

担当 環境局 総務部 施設管理課(斎場霊園) 電話:06-6630-3137